

平成23年度における公文書等の管理 等の状況について

(行政文書の管理の状況)

(法人文書の管理の状況)

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

平成25年2月

内閣府大臣官房公文書管理課

目 次

はじめに	1
○ 行政文書の管理の状況について	3
I 対象機関	3
II 対象期間	4
III 報告の概要	5
1 行政文書ファイル等の作成・取得の状況	5
2 行政文書ファイル等の管理の状況	8
3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	9
4 文書管理に係る研修の実施状況	14
5 点検又は監査の実施状況	15
6 行政文書ファイル等の紛失等の状況	17
7 その他の取組状況	19
<資料> 行政機関別内訳表	
資料1 行政文書ファイル等の保有数	21
資料2 行政文書ファイル等の媒体の種別	22
資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況	23
資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	24
資料5 国立公文書館等における移管受入ファイル等数	25
資料6 廃棄に係る協議の状況	26
資料7 保存期間の延長理由	27
資料8 保存期間の延長状況	28
資料9 研修の実施状況（研修の実施回数）	29
同（研修の実施内容）	30
資料10 点検の実施状況	31
資料11 監査の実施状況	32
資料12 紛失等の状況	33
資料13 職員の処分の状況	34
○ 法人文書の管理の状況について	35
I 対象機関	35
II 対象期間	36
III 報告の概要	37
1 法人文書管理規則の制定及び公表状況	37
2 法人文書ファイル管理簿の整備及び公表状況	37

3 法人文書ファイル等の管理の状況	38
(1) 法人文書ファイル等の保有数	
(2) 保存期間が満了したときの措置の設定状況	
(3) 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	
(4) 法人文書ファイル等の紛失等の状況	
(5) 職員の処分の状況	
4 研修の実施状況	44

<資料> 独立行政法人等別内訳表

資料1 法人文書管理規則の事項の記載状況	47
資料2 法人文書ファイル管理簿の事項の記載状況	48
資料3 法人文書ファイル等の保有数等	50
資料4 保存期間が満了したときの措置の設定状況	54
資料5 移管又は廃棄等の状況	58
資料6 保存期間の延長理由	62
資料7 紛失等の状況	67
資料8 職員の処分の状況	68
資料9 研修の実施状況	69

○ 特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について	73
I 対象施設	73
II 対象期間	74
III 報告の概要	75
1 保存の状況	75
2 移管受入の状況	77
3 利用請求及び処理の状況	78
4 利用決定の状況	80
5 利用の状況	85
6 異議申立ての状況	86
7 訴訟の状況	88
8 利用の促進の状況	88
9 廃棄の状況	93
10 研修及び講師派遣の状況	94
11 その他の取組状況	95

<資料>

資料 国立公文書館等における展示会の開催状況	97
------------------------	----

はじめに

平成 23 年 4 月 1 日、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）が施行された。

公文書管理法は、「行政文書」、「法人文書」及び「特定歴史公文書等」を総称して「公文書等」として定義し（第 2 条第 8 項）、この公文書等の管理について、基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることとしており、

これらの状況を把握するため、

- ① 第 9 条においては、行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について
- ② 第 12 条においては、独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について
- ③ 第 26 条においては、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

それぞれ、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならないと規定しており、内閣総理大臣は、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表することとされている。

本冊子は、上記各条に基づき、公文書管理法施行初年度となる平成 23 年度におけるこれらの状況について、各機関からの報告を受け、その概要を取りまとめたものである。

(行政文書の管理の状況)

平成 23 年度における行政文書の管理の状況について

I 対象機関

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる全ての行政機関（550 機関）

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（18 機関）

内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、国家公務員制度改革推進本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、復興庁及び人事院

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（6 機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁及び消費者庁

第 3 号 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（27 機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省

第 4 号 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1 機関）
<国家公安委員会に置かれる特別の機関>

警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、
政令で定めるもの（497 機関）

＜法務省に置かれる特別の機関＞

検察庁

（注） 公文書管理法においては、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区
検察庁を、それぞれ一の行政機関としてその対象としている。

第6号 会計検査院（1 機関）

II 対象期間

平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の状況
時点を問うものは、平成24年3月31日時点（※）の状況

※ ただし、外務省及び会計検査院においては、12月31日に保存期間が満了するもの
が大多数であるため、平成23年12月31日時点の状況

Ⅲ 報告の概要

1 行政文書ファイル等の作成等の状況

行政機関の職員は、公文書管理法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている（公文書管理法第4条）。これに基づき、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有する「行政文書」（公文書管理法第2条第4項）は、能率的な事務又は事業の処理及びその適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認めるものを除き、適時に、相互に密接な関連を有するものを一の集合体（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならないとされている（公文書管理法第5条第2項）。

(1) 行政文書ファイル等の保有数

各行政機関が保有する行政文書ファイル及び単独で管理する行政文書（以下、併せて「行政文書ファイル等」という。）の保有数は、表1のとおり、14,672,757ファイルであり、その内訳は、本省庁が1,339,572ファイル（9.1%）、施設等機関が676,974ファイル（4.6%）、特別の機関が2,556,460ファイル（17.4%）、地方支分部局が10,099,751ファイル（68.9%）となっている。

このうち、平成23年度に新規に作成又は取得された行政文書ファイル等は2,159,446ファイルであり、その内訳は、本省庁が149,638ファイル（6.9%）、施設等機関が121,594ファイル（5.6%）、特別の機関が655,481ファイル（30.4%）、地方支分部局が1,232,733ファイル（57.1%）となっている。

表1 行政文書ファイル等の保有数

（単位：ファイル、%）

行政文書ファイル等数		本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
総計	14,672,757 (100.0)	1,339,572 (9.1)	676,974 (4.6)	2,556,460 (17.4)	10,099,751 (68.9)
うち新規	2,159,446 (100.0)	149,638 (6.9)	121,594 (5.6)	655,481 (30.4)	1,232,733 (57.1)

(注) 1 表下段は、平成23年度中に新規に作成又は取得された行政文書ファイル等で、内数を表す。

2 () 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考1) 保有する行政文書ファイル等数が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数				
		本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
国土交通省	3,239,889 (100.0)	49,897 (1.5)	14,730 (0.5)	34,483 (1.1)	3,140,779 (96.9)
防衛省	2,544,921 (100.0)	31,757 (1.3)	16,464 (0.6)	2,392,872 (94.0)	103,828 (4.1)
国税庁	1,859,780 (100.0)	19,568 (1.1)	9,297 (0.5)	11,851 (0.6)	1,819,064 (97.8)
厚生労働省	1,644,964 (100.0)	63,778 (3.9)	53,277 (3.2)	0 (0)	1,527,909 (92.9)
法務省	1,373,804 (100.0)	53,263 (3.9)	471,716 (34.3)	0 (0)	848,825 (61.8)

(注) () 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(2) 行政文書ファイル等の媒体の種別

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 14,672,757 ファイルについて、その媒体の種別ごとにみると、表2のとおり、紙媒体が 14,023,805 ファイル (95.6%)、電子媒体が 612,308 ファイル (4.2%)、その他の媒体が 36,644 ファイル (0.2%) となっており、紙媒体がその大多数を占めている。

表2 行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位：ファイル、%)

行政文書ファイル等数 (再掲)			
	紙媒体	電子媒体	その他の媒体
14,672,757 (100.0)	14,023,805 (95.6)	612,308 (4.2)	36,644 (0.2)

(注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム、個別業務システム等で管理される行政文書ファイル等を表す。

2 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

3 表下段の () 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考2) 電子媒体による行政文書ファイル等の保有割合が高い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数			
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
消防庁	3,071 (100.0)	1,009 (32.9)	2,061 (67.1)	1 (0.0)
総務省	164,899 (100.0)	84,572 (51.3)	79,390 (48.1)	937 (0.6)
国家公安委員会	186 (100.0)	121 (65.1)	65 (34.9)	0 (0)
国税庁	1,859,780 (100.0)	1,519,301 (81.7)	338,265 (18.2)	2,214 (0.1)
気象庁	217,102 (100.0)	179,692 (82.8)	36,236 (16.7)	1,174 (0.5)

(注) ()内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(3) 議事録等の作成について

公文書管理法の施行を間近に控えた平成23年3月11日に東日本大地震が発生し、政府は、緊急災害対策本部等の会議等を設置し、震災対応に当たってきたところであるが、後刻、当該会議等において、議事録又は議事概要の一部又は全部が長期に渡り作成されていなかったことが判明した。(その後、各会議の議事録又は議事概要は作成、公表されている。)

内閣府は、平成24年1月25日に「東日本大震災に対応するために設置された会議等の議事内容の記録の作成・保存状況調査」を実施(同月27日取りまとめ)し、同年2月3日、岡田副総理から意見を求められた公文書管理委員会は、委員による関係行政機関へのヒアリングを行うとともに数次にわたる議論を行い、同年4月25日に「東日本大震災に対応するために設置された会議等の議事内容の記録の未作成事案についての原因分析及び改善策」を取りまとめた。

この中で、今後、東日本大震災のような、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項等のうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に政府全体として対応する会議等の記録が作成・保存されるよう、現在及び将来の国民に説明する責務の観点から、政府において、早急に再発防止に向け必要な改善策を講ずるべきであると提言された。この提言を踏まえ、各行政機関における行政文書の管理に関する指針である「行政文書の管理に関するガイドライン」(平

成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。) が、平成 24 年 6 月 29 日に改正された。

2 行政文書ファイル等の管理の状況

行政文書ファイル等は、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、適切に分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することとされている(公文書管理法第 5 条第 3 項)。また、保存期間が満了したときに、歴史公文書等に該当するものとして国立公文書館等に移管する措置をとるか、それ以外のものとして廃棄する措置をとるかを、保存期間満了前のできる限り早い時期に定めなければならないとされている(同条第 5 項)。

この保存期間が満了したときの措置は、「行政文書ファイル管理簿」に記載し、公表することとされており(公文書管理法第 7 条)、各行政機関の行政文書ファイル管理簿は、それぞれのホームページに掲載されているとともに、電子政府の総合窓口(e-Gov)からも閲覧できるようになっている。

○ 保存期間が満了したときの措置の設定状況

公文書管理法施行以前は、保存期間が満了した行政文書ファイル等を国立公文書館に移管するか否かは、保存期間満了時の担当者が短期間で判断せざるを得ないような状況であった。公文書管理法では、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、行政文書ファイル等の内容を最も熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的として、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めることとされた。

ただし、各行政機関が保有する行政文書ファイル等には、公文書管理法施行以前に作成され、保有しているものが大量にあるため、各行政機関においては、それらのうち保存期間満了日の近いものから段階的に設定していくことが必要である。

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 14,672,757 ファイルについて保存期間が満了したときの措置(移管又は廃棄)の設定状況をみると、表 3 のとおり、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが 8,750,305 ファイル(59.6%)、未設定としているものが 5,922,452 ファイル(40.4%)となっている。

このうち、平成 23 年度に新規に作成又は取得された 2,159,446 ファイルについてみると、既に保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものは 1,929,022 ファイル(89.3%)となっている。

表3 保存期間が満了したときの措置の設定状況

(単位：ファイル、%)

行政文書ファイル等数 (再掲)		設定済みとしているもの		未設定としているもの	
		設定済みとしているもの	未設定としているもの	設定済みとしているもの	未設定としているもの
総計	14,672,757 (100.0)	8,750,305 (59.6)	5,922,452 (40.4)		
うち新規	2,159,446 (100.0)	1,929,022 (89.3)	230,424 (10.7)		

(注) 1 表下段は、平成23年度中に新規に作成又は取得された行政文書ファイル等で、内数を表す。

2 () 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、あらかじめ設定された保存期間が満了したときの措置に従い、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないとされており（公文書管理法第8条第1項）、廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている（会計検査院は除く。同条第2項）。

なお、保存期間及び保存期間の満了する日は、公文書管理法第5条第4項及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。）第9条の規定に基づき、延長することができる。とされている。

各行政機関において、平成23年度に保存期間が満了した（当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。）行政文書ファイル等は2,339,901ファイルとしており、その移管・廃棄等の状況をみると、表4のとおり、「移管」としているものが17,140ファイル（0.7%）、「廃棄」としているものが2,164,048ファイル（92.5%）、保存期間を「延長」としているものが158,713ファイル（6.8%）となっている。

表4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

(単位：ファイル、%)

平成23年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等数			
	移管	廃棄	延長
2,339,901 (100.0)	17,140 (0.7)	2,164,048 (92.5)	158,713 (6.8)

(注) () 内は、平成23年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(1) 移管

保存期間が満了した行政文書ファイル等が歴史公文書等に該当する場合には、国立公文書館等に移管しなければならないとされており（公文書管理法第8条第1項）、宮内庁にあっては宮内庁書陵部図書課宮内公文書館に、外務省にあっては外務省大臣官房総務課外交史料館に、その他の行政機関にあっては独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下、単に「国立公文書館」という。）に移管されることとなる。

各行政機関において、平成23年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等であって、平成24年度に国立公文書館等に移管されたものは、表5のとおり、3館合計で10,529ファイルとなっている。なお、表4において、各行政機関が「移管」としているものは17,140ファイルであるが、その差は、公文書管理法の施行初年度であり事務が輻輳したため、次年度に移管されることとなったものがあることなどによるものである。

表5 国立公文書館等における移管受入ファイル等数

（単位：ファイル）

国立公文書館	宮内公文書館	外交史料館	合計
6,087	304	4,138	10,529

（注） 本表は、各行政機関から国立公文書館等に提出された送付目録に基づき作成した。

（参考3） 国立公文書館等における移管受入ファイル等数が多い行政機関

（単位：ファイル、%）

行政機関名	移 管	平成23年度保存期間満了ファイル等数	移管文書の例
外務省	4,138 (19.1)	21,693 (100.0)	外交記録 国際会議関係資料
財務省	1,013 (1.0)	102,940 (100.0)	概算閣議請議 「明治大正財政史」編纂資料
総務省	686 (6.1)	11,264 (100.0)	昭和57年度行政機構図 統計審議会議事録
経済産業省	549 (2.7)	20,352 (100.0)	昭和26年計量法制定 産業構造審議会資料
内閣法制局	511 (71.8)	712 (100.0)	法律案審議録 政令案審議録

（注）（ ）内は、平成23年度保存期間満了ファイル等数に占める割合を表す。

(参考4) 保存期間が満了したファイルに占める「移管」の割合が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	移管	平成23年度保存期間満了ファイル等数	移管文書の例
内閣法制局	511 (71.8)	712 (100.0)	法律案審議録 政令案審議録
外務省	4,138 (19.1)	21,693 (100.0)	外交記録 国際会議関係資料
公害等調整委員会	25 (17.6)	142 (100.0)	公害苦情処理事例集決裁 公害紛争処理情報決裁
宮内庁	304 (16.4)	1,849 (100.0)	宮内庁要覧 天皇誕生日一般参賀録
中央労働委員会	84 (16.1)	523 (100.0)	新賃金調停 総会議事録

(注) () 内は、平成23年度保存期間満了ファイル等数に占める割合を表す。

なお、ガイドラインの別表第2により、「保存期間満了時の措置の設定基準」が新たに示されたことにより、公文書管理法の施行前と比較して、移管される行政文書ファイル等の数量及び内容に少なからず変化が生じているところである。例えば、国立公文書館においては、これまでに移管実績のなかった以下のような行政文書ファイル等が新たに移管されている。

【平成23年度に新たに移管された行政文書ファイル等の例】

- ・ OECD閣僚理事会 2006 (内閣府)
- ・ 海上(領海内)における警察権限について (警察庁)
- ・ 平成13年度～平成14年度総務省政策評価実施計画 (策定経緯・決裁) (総務省)
- ・ 裁判員制度等実施準備検討に関する平成20年分ファイル (検察庁)
- ・ 2001年ASEM経済閣僚会合 (経済産業省)
- ・ 55年幹部候補生学校史 (防衛省)

(2) 廃棄

各行政機関(会計検査院を除く。以下、この項において同じ。)において保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることが必要となっている(公文書管理法第8条第2項)。

各行政機関からなされた廃棄に係る協議及び内閣総理大臣の同意の状況をみると、表6のとおり、平成23年度に保存期間が満了する行政文書ファイル等について、平成24年3月31日までに廃棄に係る協議がなされたものは2,125,146ファイルとなっており、このうち、同日までに同意がなされたものは507,823ファイル(23.9%)、廃棄が不相当であるとして同意を得られなかったもの(不同意)は243ファイル(0.01%)となっており、残る1,617,080ファイル(76.1%)は協議中となっている。なお、表4において、各行政機関が「廃棄」としているものは2,164,048ファイルであるが、その差は、公文書管理法の施行初年度であり事務が輻輳したことにより、平成23年度末までに廃棄に係る協議がなされなかったことなどによるものである。

なお、不同意となった行政文書ファイル等は、各行政機関において移管の対象とならないものと判断がなされた結果、廃棄に係る協議がなされたものであるが、内閣府及び国立公文書館において、ガイドラインの別表第2に示される「保存期間満了時の措置の設定基準」及び各行政機関の行政文書管理規則に照らして、慎重に廃棄の是非を判断したところ、例えば、「統計調査」や「広報資料」に該当する歴史資料として重要な公文書であると認められたことから、不同意とされたものである。

表6 廃棄に係る協議の状況

(単位：ファイル、%)

廃棄に係る協議数（平成24年3月31日現在）			
	同意	不同意	協議中
2,125,146 (100.0)	507,823 (23.9)	243 (0.01)	1,617,080 (76.1)

(注) 1 会計検査院は、協議対象ではないことから、本表の数値には含まれていない。

2 () 内は、廃棄に係る協議数に占める割合を表す。

(3) 保存期間の延長状況

行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日は、現に監査、検査等の対象となっているもの、訴訟や異議申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求に係るものなど、特別な事情がある場合には、それぞれに対応するため当該事情が終了するまで行政文書ファイル等を保存しなければならないとされている（公文書管理法施行令第9条第1項）。また、行政機関の長が職務の遂行上必要があると認める場合に、その

必要な限度において、一定の期間を定めて延長することができる（同条第2項）。

ア 延長理由

表4において、平成23年度に保存期間が満了する予定であったものの、当該保存期間を「延長」するとして158,713ファイルについて、その延長の理由についてみると、表7のとおり、公文書管理法施行令第9条第1項に掲げる事情に基づき延長を行っているものは、4,759ファイル（3.0%）であり、残る153,954ファイル（97.0%）は同条第2項に基づく職務遂行上の必要による延長となっている。

公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長における「職務の遂行に必要がある」とした理由をみると、①国会関係用務のため、②法令の制定又は改廃用務のため、③災害等の緊急事態に対応するため、④継続中の事務事業に関する文書であり引き続き保存を要するため、⑤文書管理システムの導入に合わせるため、⑥公文書管理法の施行に伴う保存期間の見直しに対応するためなどの理由がみられた。

表7 保存期間の延長理由

（単位：ファイル、%）

延長ファイル等数（再掲）						
	公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長				公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長	
	第1号 （監査・ 検査）	第2号 （係属す る訴訟）	第3号 （不服申 立て）	第4号 （開示請 求）		
158,713 (100.0)	4,759 (3.0)	3,691 (2.3)	230 (0.2)	307 (0.2)	531 (0.3)	153,954 (97.0)

（注）（ ）内は、延長ファイル等数に占める割合を表す。

イ 延長期間

公文書管理法施行令第9条第2項に基づく保存期間の延長は、文書管理者が職務の遂行上必要があると認める場合に、その必要な限度において、一定の期間を定めて延長することができるものである。公文書管理法施行令第9条第2項に基づき保存期間を延長した153,954ファイルのうち、表8のとおり、保存期間を30年以上延長したものが4,316ファイル、また、通算の保存期間が60年以上となるものが7,173ファイルあり、中には、通算の保存期間が100年を超えるものもみられた。

表 8 保存期間の延長状況

(単位：ファイル)

公文書管理法施行令第9条第2項に基づき保存期間を延長したファイル等数（再掲）		
	保存期間を30年以上延長したもの	通算の保存期間が60年以上となるもの
	4,316	7,173

(参考5) 保存期間を30年以上延長した件数が多い行政機関

行政機関名	公文書管理法施行令第9条第2項に基づき保存期間を延長したファイル等数		主な延長理由
		保存期間を30年以上延長したもの	
林野庁	4,306	2,008	<ul style="list-style-type: none"> 年金や補償等に関する個別案件であり、保存しておく必要があるため 継続中であり事業実行上必要なため
国土交通省	67,716	1,481	<ul style="list-style-type: none"> 今後も参考にする資料であるため
国税庁	3,284	292	<ul style="list-style-type: none"> 継続管理事案が含まれているため 訴訟事務の参考資料であるため
防衛省	2,083	146	<ul style="list-style-type: none"> 国防の中長期の課題を検討する際に当時の状況を確認するため 過去における部隊の活動状況等を確認し、今後の部隊運営の資とするため
法務省	1,490	110	<ul style="list-style-type: none"> 法令の制定又は改廃用務に必要とするため

4 文書管理に係る研修の実施状況

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、公文書管理法では、行政機関の長に対し、職員に必要な研修を行うこととされている（公文書管理法第32条第1項）。

各行政機関における研修の実施状況をみると、表9のとおり、新規採用職員向け、文書管理者向けなど、自ら企画し実施する研修のほか、人事院研修等他の行政機関等が行う研修や国立公文書館が行う研修に職員を参加させるなど、のべ11,710回の研修を実施している。

その内容をみると、文書管理の手法、考え方などに焦点を絞って研修を実施しているもののほか、情報セキュリティ研修、情報公開に係る研修などの一環として文書管理に係る研修を実施している例がみられた。

表9 研修の実施状況

(単位：回)

研修の実施回数		11,710
各行政機関が行う研修	新規採用職員研修	535
	文書管理者研修	986
	その他の研修 ・ 定期異動後の新規配属職員研修 ・ 職能研修（係長級、補佐級等） ・ 情報セキュリティ研修の一環 ・ チェックシートを用いた理解度チェック ・ 文書管理者による所属職員への日常的な研修	9,710
	他の行政機関等が行う研修	296
国立公文書館が行う研修		183
研修の実施回数（複数回答）		11,710
研修の実施内容	行政文書管理規則の内容	10,337
	法制度の目的・概要	10,267
	行政文書ファイル管理簿の意義・機能	8,803
	ファイリング手法	8,442
	文書の管理状況の点検方法	7,194
	歴史公文書等の評価・選別	7,075
	職員の指導方法	6,728
	文書管理システムの利用方法	1,351
その他		550

5 点検又は監査の実施状況

ガイドラインでは、各行政機関における文書管理の実施責任者たる文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行うこととされている。また、各行政機関における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者たる監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている。

(1) 点検の実施状況

各行政機関の点検の実施状況を見ると、表 10 のとおり、全文書管理者 23,973 人のうち、23,592 人 (98.4%) の文書管理者が点検を実施したとしている。点検の内容としては、「行政文書ファイル等の保存場所は適切か」「廃棄するとされた行政文書ファイル等は適切に廃棄されているか」「文書管理者は行政文書ファイル等の保存場所を的確に把握しているか」などである。一方で、381 人 (1.6%) の文書管理者は、点検を未実施であるとしている。これは、平成 24 年 2 月に新設されたばかりの復興庁のほか、東日本大震災関係業務への対応のため多忙であったことなどの理由から実施していないとしている。

これらの点検により、行政文書ファイル等が作成又は取得されているにもかかわらず行政文書ファイル管理簿への記載が漏れているもの、背表紙が貼付されていないもの、保存期間が満了しているにもかかわらず適切に廃棄等がなされていないものなどの不適切事例が指摘されたものは、各文書管理者において、改善措置が実施されている。

なお、点検は、大半が「年に一回程度」実施 (17,434 人、72.7%) としているが、「半年に一回程度」実施 (5,117 人、21.3%) のほか、毎月実施、3 か月に 1 回程度実施としているものもみられた。

表 10 点検の実施状況

(単位：人、%)

文書管理者数							
	点検を実施						点検を 未実施
	点検の実施頻度						
	毎月	3 か月に 1 回程度	半年に 1 回程度	年に 1 回 程度	その他		
23,973 (100.0)	23,592 (98.4)	313 (1.3)	640 (2.7)	5,117 (21.3)	17,434 (72.7)	88 (0.4)	381 (1.6)

(注) 1 「その他」は、「毎週」、「4 か月に 1 回程度」、「毎月の実施に加え、年に 1 度総合点検を実施」などである。

2 () 内は、文書管理者数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

各行政機関における監査の実施状況を見ると、表 11 のとおり、全 40 機関 (注) で、文書管理に係る監査が実施されたとしている。そのうち 29 機関においては、保存期間の異なる行政文書ファイル等が混在している、行政文書ファイル名が分かりにくい、既に保存期間満了日が到来しているにもかかわらず

らず適切に廃棄されていなかった、などの指摘事項が見つかっており、改善措置の指示等が行われたとしている。

なお、いずれの機関も、監査はおおむね年1回実施することとしており、文書管理者が多いところは、例えば毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査は5年で一巡させるなど、計画的に監査ができるようにしている。

(注)1 本項では、内閣官房、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部及び総合特別区域推進本部をまとめて1機関とし、また、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁をまとめて1機関とした。

2 復興庁は、平成24年2月10日に新設されたばかりであることから、本項の対象から除外した。

表11 監査の実施状況

(単位：機関数)

監査を実施	40
うち指摘事項のあったもの	29
<ul style="list-style-type: none"> ・保存期間の異なる行政文書ファイル等が混在していた ・行政文書ファイル管理簿への登録が漏れていた、行政文書ファイル管理簿が適切に更新されていなかった ・分かりにくい行政文書ファイル名が付与されていた ・行政文書ファイル等に背表紙が貼付されていなかった、背表紙に分類、保存期間満了日等が未記載であった、背表紙の記載の内容が行政文書ファイル管理簿の登録内容と齟齬があった ・各文書管理者が作成する標準文書保存期間基準が当該課室の業務が適切に反映されていなかった ・既に保存期間満了日が到来しているにもかかわらず適切に廃棄されていなかった ・文書管理について職員に対する一層の周知・指導等が必要 ・東日本大震災関連ファイルの保存期間が満了したときの措置が「廃棄」と設定されていた 	

6 行政文書ファイル等の紛失等の状況

(1) 行政文書ファイル等の紛失等の状況

ガイドラインでは、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることから、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに

総括文書管理者に報告することとしている。

各行政機関においては、文書管理に係る点検の結果、あるいは行政文書ファイル等を利用しようとしたところ、当該ファイル等が見当たらなかったなどにより、表 12 のとおり、181 件の紛失等事案が判明した。これらの紛失等の原因としては、はっきりとしていないものも多くみられるが、焼失のほか、決裁完了後に速やかに行政文書ファイル等に編綴しなかったため紛失したのものや、保存期間が異なる行政文書を一の行政文書ファイル等に編綴していたことにより短い保存期間のものに合わせて誤廃棄していたことによるものなどがみられた。

なお、これらの紛失等案件については、いずれも総括文書管理者への報告がされており、その他各行政機関において、職員への指導監督、復元措置、業務手順等の見直しといった事案への対応、再発防止策等の措置が採られたとしている。

表 12 紛失等の状況

(単位：件)

紛失等事案の件数				事案への対応、再発防止策等の措置状況				
紛失	誤廃棄	焼失		総括文書管理者への報告	復元措置	職員への指導監督	業務手順等の見直し	その他
181	147	33	1	181	133	180	63	9

(注) 「その他」は、事案ごとに職員の研修を実施したもの等である。

(2) 職員の処分の状況

行政文書ファイル等の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各行政機関において職員の処分を行っている。不適切な文書管理に起因する職員の処分の状況をみると、表 13 のとおり、紛失 1 件、その他（文書の不適正管理等）5 件に対し、職員の懲戒処分（免職、減給等）が行われている。

表 13 職員の処分の状況

(単位：件、人)

処分事案の件数				懲戒処分の対象	
紛失	誤廃棄	その他	本人	監督者	
6	1	0	5	6	0

(注) 懲戒処分とは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条に基づく懲戒処分を表す。

7 その他の取組状況

平成23年4月1日から公文書管理法が施行され、各行政機関における文書管理についても大きな変革を迎えることとなった。これを踏まえ、各行政機関において文書管理に関して、以下のとおり様々な取組みを行っている。

- ・ 個人文書と行政文書が混在しないよう保存する場所を明確に区分し、文書の保存場所を示した配置図等を作成、業務内容ごとに行政文書ファイルの保管棚を固定し、保存場所を関係職員に周知（内閣官房）
- ・ 移管文書が間違いなく移管されるよう、取りまとめを行う者等複数で確認しながら箱詰めを実施（国家公務員制度改革推進本部）
- ・ 職員用の情報ボードに公文書管理法に関わる法令規則その関係通知等、研修で使用した資料などを掲載し、全職員が資料を閲覧できるように環境を整備（宮内庁）
- ・ 文書管理者独自に教養資料を作成・配布し、教養を実施（警察庁）
- ・ 官房各局の課長が参集する連絡会議において、副総括文書管理者である官房総務課長から資料を配付し、総務省行政文書管理規則のポイントについて周知（総務省）
- ・ 各職員に対して、行政文書管理に関する理解度を確認するため「理解度チェックシート」を配布し、その回答を確認（法務省）
- ・ 行政文書ファイルの名称について、他の職員や一般国民が綴じられている行政文書の内容を容易に理解できる平易な表現で設定するよう指導（外務省）
- ・ 地方支分部局における各種研修において、財務省行政文書管理規則の趣旨・意義や実務上の留意点説明を行ってきた結果、文書管理に関する具体的な運用について職員間で検討するようになり、制度の理解が進展（財務省）
- ・ 行政文書の適切な管理について、各国税局長を始め幹部等を集めた会議等の議題に掲げるなどの周知徹底（国税庁）

(行政文書の管理の状況)

<資料>

行政機関別内訳表

資料1 行政文書ファイル等の保有数

※ 本文中の表1の行政機関別内訳として資料編の資料1を作成(以下同じ)

資料2 行政文書ファイル等の媒体の種別

資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況

資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

資料5 国立公文書館等における移管受入ファイル等数

資料6 廃棄に係る協議の状況

資料7 保存期間の延長理由

資料8 保存期間の延長状況

資料9 研修の実施状況(研修の実施回数)

同(研修の実施内容)

資料10 点検の実施状況

資料11 監査の実施状況

資料12 紛失等の状況

資料13 職員の処分の状況

注) 本資料編においては、内閣官房、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部及び総合特別区域推進本部については、まとめて内閣官房として表記した。

また、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁の計497の機関については、まとめて検察庁として表記した。

資料1 行政文書ファイル等の保有数

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数									
			本省庁		施設等機関		特別の機関		地方支分部局	
		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成
内閣官房	7,182	1,210	7,182	1,210	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	17,604	583	17,604	583	0	0	0	0	0	0
国家公務員制度改革推進本部	17	6	17	6	0	0	0	0	0	0
人事院	27,256	3,410	13,574	1,411	1,461	453	0	0	12,221	1,546
内閣府	79,006	9,646	28,824	2,839	1,477	260	2,825	283	45,880	6,264
宮内庁	19,956	2,336	17,997	1,908	827	276	0	0	1,132	152
公正取引委員会	7,649	1,227	4,436	559	0	0	0	0	3,213	668
国家公安委員会	186	4	186	4	0	0	0	0	0	0
警察庁	196,386	26,325	39,129	5,227	11,412	1,983	0	0	145,845	19,115
金融庁	31,357	3,113	31,357	3,113	0	0	0	0	0	0
消費者庁	3,441	476	3,441	476	0	0	0	0	0	0
復興庁	226	226	175	175	0	0	0	0	51	51
総務省	164,899	20,399	67,431	6,578	2,435	234	197	65	94,836	13,522
公害等調整委員会	2,193	189	2,193	189	0	0	0	0	0	0
消防庁	3,071	652	2,636	641	435	11	0	0	0	0
法務省	1,373,804	175,240	53,263	3,863	471,716	88,489	0	0	848,825	82,888
公安審査委員会	402	34	402	34	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	38,668	5,054	6,260	744	238	65	0	0	32,170	4,245
検察庁	283,647	39,519	283,647	39,519	0	0	0	0	0	0
外務省	184,714	5,355	133,112	2,941	0	0	51,602	2,414	0	0
財務省	580,777	104,945	43,629	5,904	6,099	1,232	0	0	531,049	97,809
国税庁	1,859,780	304,509	19,568	3,596	9,297	1,936	11,851	1,842	1,819,064	297,135
文部科学省	103,910	9,030	99,644	8,621	2,425	226	570	124	1,271	59
文化庁	21,120	634	20,298	602	0	0	822	32	0	0
厚生労働省	1,644,964	273,333	63,778	9,497	53,277	8,714	0	0	1,527,909	255,122
中央労働委員会	8,433	274	8,433	274	0	0	0	0	0	0
農林水産省	612,029	66,834	38,148	5,183	64,509	9,804	3,089	309	506,283	51,538
林野庁	910,755	75,144	29,060	11,143	994	509	0	0	880,701	63,492
水産庁	8,295	1,353	5,195	798	0	0	0	0	3,100	555
経済産業省	147,605	19,722	49,167	6,728	955	124	0	0	97,483	12,870
資源エネルギー庁	67,555	6,308	9,406	1,111	0	0	58,149	5,197	0	0
特許庁	6,113	851	6,113	851	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	4,773	451	4,773	451	0	0	0	0	0	0
国土交通省	3,239,889	273,702	49,897	5,400	14,730	2,431	34,483	4,360	3,140,779	261,511
運輸安全委員会	5,523	1,283	5,523	1,283	0	0	0	0	0	0
観光庁	343	138	343	138	0	0	0	0	0	0
気象庁	217,102	24,037	17,593	1,864	11,909	1,651	0	0	187,600	20,522
海上保安庁	90,685	28,164	6,165	1,384	1,568	667	0	0	82,952	26,113
環境省	119,214	3,287	80,909	1,816	4,746	63	0	0	33,559	1,408
防衛省	2,544,921	663,226	31,757	3,757	16,464	2,466	2,392,872	640,855	103,828	16,148
会計検査院	37,307	7,217	37,307	7,217	0	0	0	0	0	0
計	14,672,757	2,159,446	1,339,572	149,638	676,974	121,594	2,556,460	655,481	10,099,751	1,232,733
(割合)	100.0	100.0	9.1	6.9	4.6	5.6	17.4	30.4	68.9	57.1

(注) 「うち新規作成」とは、各行政機関が保有する行政文書ファイル等のうち、平成23年度中に新たに作成された行政文書ファイル等の数を表す。

資料2 行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数 (再掲)			
		紙媒体	電子媒体	その他
内閣官房	7,182	7,008	174	0
内閣法制局	17,604	17,476	128	0
国家公務員制度改革推進本部	17	17	0	0
人事院	27,256	27,086	169	1
内閣府	79,006	77,759	1,239	8
宮内庁	19,956	19,632	146	178
公正取引委員会	7,649	7,173	476	0
国家公安委員会	186	121	65	0
警察庁	196,386	189,418	6,872	96
金融庁	31,357	29,986	1,371	0
消費者庁	3,441	3,355	86	0
復興庁	226	198	28	0
総務省	164,899	84,572	79,390	937
公害等調整委員会	2,193	2,135	58	0
消防庁	3,071	1,009	2,061	1
法務省	1,373,804	1,362,894	9,243	1,667
公安審査委員会	402	397	5	0
公安調査庁	38,668	38,101	566	1
検察庁	283,647	280,501	2,718	428
外務省	184,714	184,502	175	37
財務省	580,777	564,527	16,024	226
国税庁	1,859,780	1,519,301	338,265	2,214
文部科学省	103,910	99,070	48	4,792
文化庁	21,120	20,966	2	152
厚生労働省	1,644,964	1,634,486	10,364	114
中央労働委員会	8,433	8,417	15	1
農林水産省	612,029	609,308	2,716	5
林野庁	910,755	910,755	0	0
水産庁	8,295	8,287	8	0
経済産業省	147,605	139,468	8,133	4
資源エネルギー庁	67,555	65,161	2,393	1
特許庁	6,113	5,229	884	0
中小企業庁	4,773	4,046	727	0
国土交通省	3,239,889	3,147,195	71,176	21,518
運輸安全委員会	5,523	5,320	180	23
観光庁	343	315	28	0
気象庁	217,102	179,692	36,236	1,174
海上保安庁	90,685	86,293	4,392	0
環境省	119,214	118,079	985	150
防衛省	2,544,921	2,531,928	10,763	2,230
会計検査院	37,307	32,622	3,999	686
計	14,672,757	14,023,805	612,308	36,644
(割合)	100.0	95.6	4.2	0.2

(注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム、個別業務システム等で管理される行政文書ファイル等を表す。

2 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数（再掲）		うち新規作成（再掲）			
		設定済み	未設定		設定済み	未設定
内閣官房	7,182	4,926	2,256	1,210	1,127	83
内閣法制局	17,604	17,604	0	583	583	0
国家公務員制度改革推進本部	17	17	0	6	6	0
人事院	27,256	9,693	17,563	3,410	3,410	0
内閣府	79,006	31,682	47,324	9,646	9,639	7
宮内庁	19,956	6,027	13,929	2,336	2,336	0
公正取引委員会	7,649	7,649	0	1,227	1,227	0
国家公安委員会	186	118	68	4	4	0
警察庁	196,386	150,465	45,921	26,325	26,325	0
金融庁	31,357	11,928	19,429	3,113	3,113	0
消費者庁	3,441	3,088	353	476	476	0
復興庁	226	226	0	226	226	0
総務省	164,899	70,244	94,655	20,399	12,290	8,109
公害等調整委員会	2,193	1,675	518	189	166	23
消防庁	3,071	674	2,397	652	652	0
法務省	1,373,804	788,115	585,689	175,240	163,532	11,708
公安審査委員会	402	324	78	34	34	0
公安調査庁	38,668	17,861	20,807	5,054	5,054	0
検察庁	283,647	146,685	136,962	39,519	34,458	5,061
外務省	184,714	75,487	109,227	5,355	5,355	0
財務省	580,777	453,156	127,621	104,945	104,835	110
国税庁	1,859,780	1,843,975	15,805	304,509	304,509	0
文部科学省	103,910	8,111	95,799	9,030	2,290	6,740
文化庁	21,120	3,113	18,007	634	7	627
厚生労働省	1,644,964	1,227,927	417,037	273,333	270,496	2,837
中央労働委員会	8,433	3,005	5,428	274	274	0
農林水産省	612,029	287,032	324,997	66,834	0	66,834
林野庁	910,755	470,409	440,346	75,144	0	75,144
水産庁	8,295	4,207	4,088	1,353	0	1,353
経済産業省	147,605	97,166	50,439	19,722	19,722	0
資源エネルギー庁	67,555	30,693	36,862	6,308	2,365	3,943
特許庁	6,113	5,938	175	851	851	0
中小企業庁	4,773	2,816	1,957	451	449	2
国土交通省	3,239,889	1,513,192	1,726,697	273,702	232,894	40,808
運輸安全委員会	5,523	4,730	793	1,283	1,283	0
観光庁	343	218	125	138	138	0
気象庁	217,102	113,631	103,471	24,037	24,037	0
海上保安庁	90,685	74,756	15,929	28,164	24,416	3,748
環境省	119,214	9,912	109,302	3,287	0	3,287
防衛省	2,544,921	1,236,668	1,308,253	663,226	663,226	0
会計検査院	37,307	15,162	22,145	7,217	7,217	0
計	14,672,757	8,750,305	5,922,452	2,159,446	1,929,022	230,424
(割合)	100.0	59.6	40.4	100.0	89.3	10.7

資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

(単位：ファイル、%)

行政機関名	平成23年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等数			
		移 管	廃 棄	延 長
内閣官房	1,206	51	817	338
内閣法制局	712	511	163	38
国家公務員制度改革推進本部	2	2	0	0
人事院	3,748	133	1,487	2,128
内閣府	9,337	305	8,640	392
宮内庁	1,849	304	1,206	339
公正取引委員会	1,302	79	1,113	110
国家公安委員会	3	0	1	2
警察庁	27,870	181	25,988	1,701
金融庁	5,551	93	2,952	2,506
消費者庁	170	13	150	7
復興庁	0	0	0	0
総務省	11,264	686	10,341	237
公害等調整委員会	148	25	116	7
消防庁	334	4	330	0
法務省	196,776	110	195,070	1,596
公安審査委員会	50	0	50	0
公安調査庁	14,127	6	5,166	8,955
検察庁	55,258	4	50,372	4,882
外務省	21,693	4,138	12,979	4,576
財務省	102,940	1,195	91,435	10,310
国税庁	260,894	32	257,516	3,346
文部科学省	27,032	2,294	5,787	18,951
文化庁	12,651	2,374	739	9,538
厚生労働省	262,201	835	255,827	5,539
中央労働委員会	523	84	435	4
農林水産省	82,910	413	81,701	796
林野庁	50,045	145	45,593	4,307
水産庁	1,010	13	997	0
経済産業省	20,352	549	18,168	1,635
資源エネルギー庁	8,139	433	6,975	731
特許庁	1,471	74	1,396	1
中小企業庁	623	27	555	41
国土交通省	428,267	790	359,759	67,718
運輸安全委員会	448	29	419	0
観光庁	46	1	45	0
気象庁	27,515	15	27,463	37
海上保安庁	8,426	3	8,423	0
環境省	14,104	902	9,010	4,192
防衛省	670,279	247	667,587	2,445
会計検査院	8,625	40	7,277	1,308
計	2,339,901	17,140	2,164,048	158,713
(割合)	100.0	0.7	92.5	6.8

資料5 国立公文書館等における移管受入ファイル等数

(単位：ファイル、%)

行政機関名	国立公文書館等の 移管受入数	平成23年度に保存期 間満了した行政文 書ファイル等数	移管された文書の例
内閣官房	51	1,206	閣議・事務次官等会議資料、御署名原本
内閣法制局	511	712	法律案審議録、政令案審議録
国家公務員制度改革推進本部	2	2	公務員制度関係資料
人事院	133	3,748	各種試験施行記録
内閣府	305	9,337	叙勲閣議請議決裁書、男女共同参画会議議事録
宮内庁	304	1,849	宮内庁要覧、天皇誕生日一般参賀録
公正取引委員会	79	1,302	審決書原本、委員会議事録
国家公安委員会	0	3	—
警察庁	181	27,870	国家地方警察基本規程、昭和27年警察法改正
金融庁	93	5,551	検査基本方針及び基本計画、金制調答申
消費者庁	13	170	国民生活審議会関係資料、国民生活センター予算認可
復興庁	0	0	—
総務省	686	11,264	昭和57年度行政機構図、統計審議会議事録
公害等調整委員会	25	148	公害苦情処理事例集決裁、公害紛争処理情報決裁
消防庁	4	334	石油パイプラインの保安対策に関する答申
法務省	110	196,776	司法試験考査委員会議関係書類
公安審査委員会	0	50	—
公安調査庁	6	14,127	昭和56年度閣議請議原義
検察庁	4	55,258	全国検察庁司法制度改革実施推進本部協議会綴
外務省	4,138	21,693	外交記録、国際会議関係資料
財務省	1,013	102,940	概算閣議請議、「明治大正財政史」編纂資料
国税庁	32	260,894	国税審査会関係書類
文部科学省	123	27,032	中央教育審議会資料、教科用図書検定
文化庁	59	12,651	宗教法人審議会関係資料、宗教法人法
厚生労働省	506	262,201	賃金基準改正原義、地方労働審議会
中央労働委員会	84	523	新賃金調停、総会議事録
農林水産省	413	82,910	食品の安全性に係る通知、卸売市場に関する通達の制定
林野庁	92	50,045	保安林整備管理事業実施要領、営林局事業統計書
水産庁	13	1,010	海洋水産資源開発費補助金交付要綱の一部改正
経済産業省	549	20,352	昭和26年計量法制定、産業構造審議会資料
資源エネルギー庁	433	8,139	電源開発基本計画、輸送物安全技術顧問会
特許庁	74	1,471	世界知的所有権機関(WIPO)一般総会等
中小企業庁	27	623	中小企業事業団会計規程制定
国土交通省	129	428,267	水資源開発基本計画、港湾区域の認可
運輸安全委員会	28	448	航空事故調査報告書、海難レポート
観光庁	1	46	公益法人許認可
気象庁	15	27,515	気象業務報告調査集計書、アジア太平洋地上天気図
海上保安庁	3	8,426	記者発表資料(平成20年度)
環境省	0	14,104	—
防衛省	247	670,279	使用認定申請書、在日不動産返還書
会計検査院	43	8,625	処置要求・意見表示、会計検査の基本方針
計	10,529	2,339,901	
(割合)	0.5	100.0	

資料6 廃棄に係る協議の状況

(単位：ファイル、%)

行政機関名	廃棄に係る協議数（平成24年3月31日現在）			
		同意	不同意	協議中
内閣官房	781	0	0	781
内閣法制局	165	165	0	0
国家公務員制度改革推進本部	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0
内閣府	8,599	0	0	8,599
宮内庁	1,206	0	0	1,206
公正取引委員会	1,117	1,117	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	27,497	0	0	27,497
金融庁	800	793	7	0
消費者庁	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0
総務省	14,181	4,789	37	9,355
公害等調整委員会	116	116	0	0
消防庁	197	193	4	0
法務省	201,865	39,295	0	162,570
公安審査委員会	93	93	0	0
公安調査庁	5,164	1,606	0	3,558
検察庁	53,858	53,858	0	0
外務省	15,304	15,117	187	0
財務省	94,343	15,374	8	78,961
国税庁	372,961	372,961	0	0
文部科学省	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0
厚生労働省	252,993	0	0	252,993
中央労働委員会	294	0	0	294
農林水産省	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0
経済産業省	19,199	0	0	19,199
資源エネルギー庁	7,245	0	0	7,245
特許庁	1,395	1,395	0	0
中小企業庁	580	0	0	580
国土交通省	341,271	946	0	340,325
運輸安全委員会	419	0	0	419
観光庁	43	0	0	43
気象庁	26,946	0	0	26,946
海上保安庁	8,426	5	0	8,421
環境省	0	0	0	0
防衛省	668,088	0	0	668,088
計	2,125,146	507,823	243	1,617,080
(割合)	100.0	23.9	0.01	76.1

資料7 保存期間の延長理由

(単位：ファイル、%)

行政機関名	保存期間を延長した行政文書ファイル等数 (再掲)									
	公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長						公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長			
	第1号に 基づくも の (監査、 検査等)	第2号に 基づくも の (訴訟手 続)	第3号に 基づくも の (不服申 立手続)	第4号に 基づくも の (開示請 求)	延長理由の例					
				国会関係用 務に必要と するため	法令の制定 又は改廃用 務に必要と するため	災害等の緊 急事態対応 のため				
内閣官房	338	4	1	2	0	1	334	8	139	0
内閣法制局	38	0	0	0	0	0	38	21	0	0
国家公務員制度改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	2,128	30	0	0	0	30	2,098	0	0	0
内閣府	392	0	0	0	0	0	392	126	3	0
宮内庁	339	0	0	0	0	0	339	27	6	0
公正取引委員会	110	0	0	0	0	0	110	15	36	0
国家公安委員会	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0
警察庁	1,701	15	14	1	0	0	1,686	10	29	35
金融庁	2,506	1	0	0	0	1	2,505	34	5	3
消費者庁	7	0	0	0	0	0	7	0	2	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	237	4	4	0	0	0	233	0	10	0
公害等調整委員会	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	1,596	106	0	18	1	87	1,490	69	68	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	8,955	0	0	0	0	0	8,955	8	4	0
検察庁	4,882	401	208	3	0	190	4,481	0	2	0
外務省	4,576	214	25	70	66	53	4,362	132	19	18
財務省	10,310	51	21	15	4	11	10,259	422	506	40
国税庁	3,346	62	4	12	2	44	3,284	0	6	0
文部科学省	18,951	0	0	0	0	0	18,951	0	0	0
文化庁	9,538	0	0	0	0	0	9,538	0	0	0
厚生労働省	5,539	2,957	2,949	0	3	5	2,582	3	5	0
中央労働委員会	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0
農林水産省	796	0	0	0	0	0	796	0	1	3
林野庁	4,307	1	0	1	0	0	4,306	0	17	8
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	1,635	95	88	5	0	2	1,540	2	143	6
資源エネルギー庁	731	184	95	8	0	81	547	0	1	2
特許庁	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
中小企業庁	41	0	0	0	0	0	41	0	8	0
国土交通省	67,718	2	0	0	0	2	67,716	4	42	21
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	37	0	0	0	0	0	37	0	4	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	4,192	270	10	40	218	2	3,922	0	217	14
防衛省	2,445	362	272	55	13	22	2,083	112	303	6
会計検査院	1,308	0	0	0	0	0	1,308	3	4	0
計 (割合)	158,713 100.0	4,759 3.0	3,691 2.3	230 0.1	307 0.2	531 0.3	153,954 97.0	996 0.6	1,581 1.0	156 0.1

資料8 保存期間の延長状況

(単位：ファイル)

行政機関名	公文書管理法施行令第9条第2項に基づき延長した行政文書ファイル等数(再掲)		
		うち30年以上の 延長を行ったもの	うち通算の保存期間 が60年以上となるもの
内閣官房	334	4	2
内閣法制局	38	0	0
国家公務員制度改革推進本部	0	0	0
人事院	2,098	0	0
内閣府	392	0	0
宮内庁	339	47	84
公正取引委員会	110	13	13
国家公安委員会	2	2	2
警察庁	1,686	36	37
金融庁	2,505	1	0
消費者庁	7	1	1
復興庁	0	0	0
総務省	233	18	18
公害等調整委員会	7	0	0
消防庁	0	0	0
法務省	1,490	110	132
公安審査委員会	0	0	0
公安調査庁	8,955	0	128
検察庁	4,481	25	27
外務省	4,362	6	9
財務省	10,259	43	292
国税庁	3,284	292	254
文部科学省	18,951	0	1,784
文化庁	9,538	0	1,217
厚生労働省	2,582	17	14
中央労働委員会	4	4	4
農林水産省	796	51	51
林野庁	4,306	2,008	1,949
水産庁	0	0	0
経済産業省	1,540	2	10
資源エネルギー庁	547	1	1
特許庁	1	0	0
中小企業庁	41	0	0
国土交通省	67,716	1,481	987
運輸安全委員会	0	0	0
観光庁	0	0	0
気象庁	37	0	0
海上保安庁	0	0	0
環境省	3,922	0	0
防衛省	2,083	146	149
会計検査院	1,308	8	8
計	153,954	4,316	7,173

資料9 研修の実施状況（研修の実施回数）

行政機関名	研修の実施回数（単位：回）						研修参加人数（単位：人）				
		新規採用 職員研修	文書管理 者研修	その他の 研修	他の行政 機関等が 行う研修	国立公文 書館が行 う研修		本省庁	施設等 機関	特別の 機関	地方 支分部局
内閣官房	11	1	0	2	1	7	73	73	0	0	0
内閣法制局	5	0	0	1	2	2	24	24	0	0	0
国家公務員制度改革推進本部	2	0	0	2	0	0	2	2	0	0	0
人事院	18	1	0	12	1	4	240	225	3	0	12
内閣府	37	1	8	6	8	14	416	343	18	28	27
宮内庁	18	1	2	0	7	8	213	188	1	0	24
公正取引委員会	8	1	1	4	0	2	216	216	0	0	0
国家公安委員会	2	0	0	1	0	1	8	8	0	0	0
警察庁	457	34	47	361	11	4	6,664	1,203	1,408	0	4,053
金融庁	17	7	0	8	1	1	1,435	1,435	0	0	0
消費者庁	1	0	0	0	0	1	10	10	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	66	18	10	7	27	4	684	370	0	0	314
公害等調整委員会	4	0	0	1	0	3	5	5	0	0	0
消防庁	3	0	0	3	0	0	53	52	1	0	0
法務省	1,468	182	306	922	40	18	37,948	1,299	27,659	0	8,990
公安審査委員会	3	0	0	1	1	1	3	3	0	0	0
公安調査庁	12	3	2	1	5	1	187	130	2	0	55
検察庁	266	17	94	92	60	3	3,538	3,538	0	0	0
外務省	33	5	3	18	1	6	864	400	0	464	0
財務省	643	38	57	529	16	3	20,147	1,772	527	0	17,848
国税庁	1278	41	60	1,173	0	4	70,685	918	578	1,031	68,158
文部科学省	5	1	2	0	1	1	403	402	1	0	0
文化庁	3	1	2	0	0	0	47	47	0	0	0
厚生労働省	465	96	100	220	44	5	6,362	266	706	0	5,390
中央労働委員会	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
農林水産省	44	7	0	32	0	5	726	405	97	8	216
林野庁	39	0	24	13	2	0	646	169	0	0	477
水産庁	13	0	1	6	1	5	180	130	0	0	50
経済産業省	121	11	39	69	1	1	2,512	724	3	0	1,785
資源エネルギー庁	67	0	24	43	0	0	429	40	0	389	0
特許庁	26	2	18	0	2	4	151	151	0	0	0
中小企業庁	6	1	3	2	0	0	40	40	0	0	0
国土交通省	65	7	34	16	7	1	1,489	230	6	21	1,232
運輸安全委員会	6	2	0	0	2	2	18	18	0	0	0
観光庁	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
気象庁	51	1	0	32	5	13	411	65	9	0	337
海上保安庁	125	0	6	79	31	9	572	8	65	0	499
環境省	13	2	0	8	0	3	178	118	0	0	60
防衛省	6,294	49	141	6,041	17	46	254,435	1,749	1,983	248,298	2,405
会計検査院	13	3	2	5	2	1	290	290	0	0	0
計	11,710	535	986	9,710	296	183	412,306	17,068	33,067	250,239	111,932

資料9 研修の実施状況（研修の実施内容）

（単位：回）

行政機関名	研修の実施回数（再掲）									
	行政文書管理規則の内容	法制度の目的・概要	行政文書ファイル管理簿の意義・機能	ファイリング手法	文書の管理状況の点検方法	歴史公文書等の評価・選別	職員の指導方法	文書管理システムの利用方法	その他	
内閣官房	11	4	5	3	3	2	1	0	2	1
内閣法制局	5	5	4	0	2	0	1	0	0	0
国家公務員制度改革推進本部	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
人事院	18	11	15	5	8	0	8	0	7	7
内閣府	37	5	23	9	5	8	11	0	16	0
宮内庁	18	13	18	10	2	7	14	0	0	0
公正取引委員会	8	5	5	6	5	1	6	1	2	0
国家公安委員会	2	1	2	1	1	0	1	0	1	0
警察庁	457	301	317	231	262	249	114	93	226	57
金融庁	17	16	17	17	15	15	17	15	15	0
消費者庁	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	66	38	44	54	10	0	5	0	31	30
公害等調整委員会	4	0	1	2	2	0	2	0	3	1
消防庁	3	3	3	3	3	0	1	0	3	0
法務省	1,468	1,081	951	676	511	301	146	162	229	2
公安審査委員会	3	2	1	0	1	0	0	0	1	0
公安調査庁	12	6	12	2	2	0	2	0	5	0
検察庁	266	196	220	171	141	83	51	28	68	7
外務省	33	26	33	31	31	9	10	9	9	20
財務省	643	605	623	553	555	50	267	30	64	59
国税庁	1,278	1,011	901	136	70	143	4	22	18	117
文部科学省	5	4	3	3	3	1	1	0	2	0
文化庁	3	3	3	3	3	0	0	0	2	0
厚生労働省	465	338	349	240	290	215	111	103	146	94
中央労働委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	44	28	20	27	12	9	11	12	33	12
林野庁	39	17	0	0	0	0	0	0	17	0
水産庁	13	5	11	11	0	0	5	6	11	0
経済産業省	121	121	121	121	121	1	121	1	121	120
資源エネルギー庁	67	67	67	48	0	0	0	0	48	17
特許庁	26	3	6	2	2	1	1	0	21	0
中小企業庁	6	4	0	0	0	0	0	0	1	1
国土交通省	65	57	65	64	57	49	50	57	62	0
運輸安全委員会	6	4	6	0	2	0	2	0	4	0
観光庁	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0
気象庁	51	35	40	34	29	3	7	0	47	2
海上保安庁	125	65	73	45	11	0	11	2	59	3
環境省	13	13	13	5	3	5	3	5	13	0
防衛省	6,294	6,231	6,277	6,277	6,277	6,041	6,087	6,182	63	0
会計検査院	13	11	13	11	2	0	3	0	0	0
計	11,710	10,337	10,267	8,803	8,442	7,194	7,075	6,728	1,351	550

資料10 点検の実施状況

(単位：人、%)

行政機関名	文書管理者数		点検の実施頻度					点検を 未実施
	点検を 実施	点検の実施頻度						
		毎月	3か月に 1回程度	半年に 1回程度	年に1回 程度	その他		
内閣官房	81	81	0	0	17	64	0	0
内閣法制局	6	6	0	0	0	6	0	0
国家公務員制度改革推進本部	1	1	0	0	0	1	0	0
人事院	35	35	0	0	25	10	0	0
内閣府	125	125	0	0	6	119	0	0
宮内庁	30	30	0	0	0	30	0	0
公正取引委員会	27	27	0	0	0	27	0	0
国家公安委員会	1	1	0	0	0	1	0	0
警察庁	450	450	0	44	84	314	8	0
金融庁	78	78	0	0	0	78	0	0
消費者庁	9	9	0	0	0	9	0	0
復興庁	33	0	0	0	0	0	0	33
総務省	575	575	0	2	21	542	10	0
公害等調整委員会	1	1	0	0	0	1	0	0
消防庁	15	15	0	0	0	15	0	0
法務省	2,263	2,250	9	37	271	1,930	3	13
公安審査委員会	1	1	0	0	0	1	0	0
公安調査庁	102	102	0	0	7	93	2	0
検察庁	879	866	0	0	38	828	0	13
外務省	335	335	0	0	335	0	0	0
財務省	1,039	1,039	0	240	46	753	0	0
国税庁	3,341	3,341	0	0	3,341	0	0	0
文部科学省	93	93	0	0	0	93	0	0
文化庁	11	11	0	0	0	11	0	0
厚生労働省	1,948	1,907	216	60	390	1,185	56	41
中央労働委員会	16	16	0	0	0	16	0	0
農林水産省	277	277	1	2	16	258	0	0
林野庁	119	119	0	0	0	119	0	0
水産庁	20	20	0	0	0	20	0	0
経済産業省	523	523	0	0	0	523	0	0
資源エネルギー庁	51	51	0	0	0	51	0	0
特許庁	20	20	0	0	0	20	0	0
中小企業庁	15	15	0	0	0	15	0	0
国土交通省	4,915	4,673	64	225	438	3,940	6	242
運輸安全委員会	13	13	0	0	5	8	0	0
観光庁	8	8	0	0	0	8	0	0
気象庁	350	350	8	3	21	315	3	0
海上保安庁	642	603	15	27	56	505	0	39
環境省	103	103	0	0	0	103	0	0
防衛省	5,370	5,370	0	0	0	5,370	0	0
会計検査院	52	52	0	0	0	52	0	0
計	23,973	23,592	313	640	5,117	17,434	88	381
(割合)	100.0	98.4	1.3	2.7	21.3	72.7	0.4	1.6

(注) 「その他」は、「毎週」、「4か月に1回程度」、「毎月の実施に加え、年に1度総合点検を実施」などである。

資料11 監査の実施状況

行政機関名	監査の実施状況			監査の実施頻度
	実施した	指摘事項の有無		
		指摘事項の有無	改善措置の実施の有無	
内閣官房	○	○	○	年に1回
内閣法制局	○	—	—	年に1回
国家公務員制度改革推進本部	○	○	○	年に1回
人事院	○	○	○	年に1回
内閣府	○	○	○	年に1回
宮内庁	○	○	○	年に1回
公正取引委員会	○	○	○	年に1回
国家公安委員会	○	—	—	年に1回
警察庁	○	○	○	年に1回
金融庁	○	○	○	年に2回
消費者庁	○	○	○	年に1回
総務省	○	—	—	年に1回
公害等調整委員会	○	○	○	年に1回
消防庁	○	—	—	年に1回
法務省	○	○	○	年に1回
公安審査委員会	○	—	—	年に1回
公安調査庁	○	—	—	年に1回
検察庁	○	○	○	年に1回
外務省	○	○	○	年に1回、毎月
財務省	○	○	○	年に1回
国税庁	○	—	—	年に1回
文部科学省	○	—	—	年に1回
文化庁	○	—	—	年に1回
厚生労働省	○	○	○	年に1回
中央労働委員会	○	—	—	年に1回
農林水産省	○	○	○	その他
林野庁	○	○	○	その他
水産庁	○	○	○	その他
経済産業省	○	○	○	その他
資源エネルギー庁	○	○	○	その他
特許庁	○	○	○	年に1回
中小企業庁	○	○	○	その他
国土交通省	○	○	○	その他
運輸安全委員会	○	○	○	その他
観光庁	○	○	○	その他
気象庁	○	○	○	その他
海上保安庁	○	○	○	その他
環境省	○	—	—	年に1回
防衛省	○	○	○	年に1回
会計検査院	○	○	○	年に1回
計	40	29	29	

(注) 1 監査の実施頻度が「その他」のものは、毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査は5年で一巡させるなどの取組を行っているものである。

2 「○」は当該項目に該当するもの、「—」は当該項目に該当がないものを表す。

資料12 紛失等の状況

(単位：件)

行政機関名	紛失等事案の件数			事案への対応、再発防止策等の措置状況					
		紛失	誤廃棄	焼失	総括文書 管理者へ の報告	復元措置	職員への 指導監督	業務手順 等の見直し	その他
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公務員制度改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	1	0	1	1	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	3	3	0	0	3	0	3	2	3
金融庁	3	1	2	0	3	3	3	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	1	1	0	0	1	0	1	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	18	11	7	0	18	0	18	8	5
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	1	0	0	1	0	1	0	1
検察庁	2	2	0	0	2	0	2	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	8	3	5	0	8	1	8	3	0
国税庁	131	120	11	0	131	123	131	48	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	3	3	0	0	3	3	3	1	0
林野庁	1	1	0	0	1	1	1	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	1	0	0	1	1	1	0	0	0
会計検査院	8	0	8	0	8	1	8	0	0
計	181	147	33	1	181	133	180	63	9

(注) 「その他」は、事案ごとに職員の研修を実施したもの等である。

資料13 職員の処分の状況

(単位：件、人)

行政機関名	処分事案の件数			懲戒処分の対象	
	紛失	誤廃棄	その他	本人	監督者
内閣官房	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0
国家公務員制度改革推進本部	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	2	0	0	2	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0
財務省	1	0	0	1	0
国税庁	2	1	0	2	0
文部科学省	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	0	0	1	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0
計	6	1	0	5	0

(法人文書の管理の状況)

平成23年度における法人文書の管理の状況について

I 対象機関

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 2 項に掲げる以下の独立行政法人等（205 法人）

【独立行政法人（102法人）】

奄美群島振興開発基金、医薬基盤研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、海技教育機構、海上技術安全研究所、海上災害防止センター、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、原子力安全基盤機構、建築研究所、航海訓練所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害・求職者雇用支援機構、港湾空港技術研究所、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立健康・栄養研究所、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教育会館、国立成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立大学財務・経営センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構、産業技術総合研究所、自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、種苗管理センター、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本万国博覧会記念機構、日本貿易振興機構、日本貿易保険、年金積立金管理運用独立行政法人、年金・健康保険福祉施設整理機構、農業環境技術研究所、農業者年金基金、農業生物資源研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料研究機構、平和祈念事業特別基金、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、理化学研究所、労働安全衛生総合研究所、労働者健康福祉機構、労働政策研究・研修機構

【国立大学法人（86法人）】

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大

学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

【大学共同利用機関法人（4法人）】

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

【特殊法人（8法人）】

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、関西国際空港株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、放送大学学園

【認可法人（4法人）】

原子力損害賠償支援機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構

【その他の法人（1法人）】

日本司法支援センター

II 対象期間

平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の状況
時点を問うものは、平成24年3月31日時点の状況

Ⅲ 報告の概要

独立行政法人等は、行政機関と同様に、公的性格の強い業務を行っており、その諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務がある（公文書管理法第1条）ことから、独立行政法人等が作成・保有する法人文書についても、行政機関における行政文書の管理の規定に準じて、適正に管理されることが必要である。

しかし、独立行政法人等の行う業務は多岐にわたっており、その業務運営の過程において作成・保有する法人文書の管理は、法人文書の性格、内容等に応じて、当該独立行政法人等の自律性・自主性等も踏まえ、適切に行われる必要がある。

そのため、公文書管理法では、国民への説明責任や適切な文書管理を十全に確保する観点から、法人文書の作成、整理及び保存に関しては、行政文書に係る規定（第4条から第6条まで）に準じて適正に管理することとし、独立行政法人等の自律性・自主性に配慮している（第11条第1項）一方、法人文書ファイル管理簿の整備・公表（同条第2項及び第3項）、歴史公文書等に該当する法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合体にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の国立公文書館等への移管（同条第4項）、管理状況の報告（第12条）については、独立行政法人等に直接的に義務を課している。

また、独立行政法人等は、これらの規定に基づき法人文書の管理が適正に行われることを確保するため、行政機関における行政文書の管理に関する定めに記載すべき事項を定める公文書管理法第10条第2項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設け、これを公表するよう求められている（公文書管理法第13条）。

1 法人文書管理規則の制定及び公表状況

公文書管理法第13条に基づく法人文書管理規則の制定及び公表状況をみると、全ての独立行政法人等がそれぞれの法人文書管理規則を制定し、ホームページで公表しており、その規定内容をみると、一部の独立行政法人等においては、法人文書ファイル等の国立公文書館等への移管に関する事項や内閣総理大臣への管理状況の報告に関する事項等が記載されていないものがみられる（資料1参照）ものの、概ね、行政文書の管理に関する定めに準じた規則となっている。

2 法人文書ファイル管理簿の整備及び公表状況

(1) 整備・公表状況

独立行政法人等は、法人文書ファイル等を適切に管理するため、法人文書ファイル等の「分類」、「名称」、「保存期間」、「保存期間の満了する日」、「保存期間が満了したときの措置」及び「保存場所」の公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。）第15条第1項第1号から第6号に定める6事項並びに「法人文書を作成し、又は取得した日の属する年度その他これに準ずる期間」、「前号の日（法人文書を作成し、又は取得した日）

における文書管理者」、「保存期間の起算日」、「媒体の種別」及び「法人文書ファイル等に係る文書管理者」の公文書管理法施行令第15条第1項第7号から第11号に定める5事項の計11事項を法人文書ファイル管理簿に記載し、これを独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、情報通信の技術を利用して公表しなければならないこととされている。(公文書管理法第11条第2項、第3項及び公文書管理法施行令第15条)

なお、公文書管理法施行令第15条第1項第7号から第11号に定める5事項については、情報システムの整備に相当の期間を要する等記載することが困難な場合は、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができることとされている。

これらの規定に基づき、全ての独立行政法人等が法人文書ファイル管理簿を整備しているとともに、いずれの独立行政法人等もホームページに掲載し公表している。

(2) 事項の記載状況

各独立行政法人等のホームページで公表されている法人文書ファイル管理簿の記載事項をみると、3法人において公文書管理法施行令第15条第1項第1号から第6号に定める事項のうち「保存期間」や「保存期間が満了したときの措置」等の事項が記載されていないが、いずれも現在公文書管理法に対応した全ての事項が記載された法人文書ファイル管理簿へ対応中としている。

また、公文書管理法施行令第15条第1項第7号から第11号に定める事項については、68法人において「保存期間の起算日」や「法人文書ファイル等に係る文書管理者」等の事項が記載されていないが、記載すべく準備中としている(資料2参照)。

3 法人文書ファイル等の管理の状況

(1) 法人文書ファイル等の保有数

独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等の保有数は、表1のとおり、7,059,354ファイルであり、その媒体の種別をみると、紙媒体が6,504,018ファイル(92.1%)、電子媒体が483,409ファイル(6.9%)、その他の媒体(フィルム等)が71,927ファイル(1.0%)となっており、紙媒体が全体の9割以上を占めている。

なお、平成23年度に新規に作成又は取得されたものは、752,579ファイル(全保有数の10.7%)となっている。

表1 法人文書ファイル等の保有数及び媒体の種別数

(単位：ファイル、%)

法人文書ファイル等数			
	紙媒体	電子媒体	その他の媒体
7,059,354 (100.0)	6,504,018 (92.1)	483,409 (6.9)	71,927 (1.0)

- (注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、個別業務システム等で管理される法人文書ファイル等を表す。
 2 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される法人文書ファイル等を表す。
 3 表下段の()内は、法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考1) 保有する法人文書ファイル等数の多い独立行政法人等

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書ファイル等数
都市再生機構	1,297,252
水資源機構	538,156
中小企業基盤整備機構	354,970
宇宙航空研究開発機構	292,036
日本年金機構	285,933
森林総合研究所	242,528
高齢・障害・求職者雇用支援機構	201,251
日本銀行	168,313
国立高等専門学校機構	166,234
国際協力機構	141,440

(参考2) 電子媒体による法人文書ファイル等の保有数が多い独立行政法人等

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書ファイル等数 (電子媒体)
中小企業基盤整備機構	177,485
日本年金機構	74,496
水資源機構	60,368
情報処理推進機構	37,862
宇宙航空研究開発機構	26,536

(参考3) 電子媒体による法人文書ファイル等の割合が高い独立行政法人等

(単位：ファイル、%)

独立行政法人等名	法人文書ファイル等数			
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
情報処理推進機構	42,255 (100.0)	4,393 (10.4)	37,862 (89.6)	0 (-)
原子力安全基盤機構	39,948 (100.0)	19,974 (50.0)	19,974 (50.0)	0 (-)
中小企業基盤整備機構	354,970 (100.0)	177,485 (50.0)	177,485 (50.0)	0 (-)
日本学生支援機構	12,080 (100.0)	8,358 (69.2)	3,722 (30.8)	0 (-)
日本年金機構	285,933 (100.0)	211,416 (73.9)	74,496 (26.1)	21 (0.0)

(注) () 内は、法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

(2) 保存期間が満了したときの措置の設定状況

独立行政法人等は、行政文書ファイル等に係る公文書管理法第5条第5項の規定に準じて、その保有する法人文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定める(公文書管理法第11条第1項)とともに、その措置について法人文書ファイル管理簿に記載することとされている(同条第2項)。

独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等7,059,354ファイルについて、保存期間が満了したときの措置(移管又は廃棄)の設定状況をみると、表2のとおり、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが5,558,998ファイル(78.7%)、未設定としているものが1,500,356(21.3%)となっており、約8割について設定済みとしている。

表2 保存期間が満了したときの措置の設定状況

(単位：ファイル、%)

法人文書ファイル等数(再掲)	措置の設定状況	
	設定済み	未設定
7,059,354 (100.0)	5,558,998 (78.7)	1,500,356 (21.3)

(注) () 内は、法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

(3) 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

ア 移管又は廃棄

独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等については、歴史公文書等に該当するものにあつては国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならないとされている（公文書管理法第11条第4項）。

各独立行政法人等において、平成23年度に保存期間が満了した（当初満了予定であつたが保存期間を延長したものを含む。）法人文書ファイル等は、表3のとおり、969,678ファイルとなつており、このうち、国立公文書館等に「移管」とされたものは、6,252ファイル(0.7%)、「廃棄」とされたものは、736,246ファイル(75.9%)となつている。残る227,180ファイル(23.4%)は、保存期間を「延長」し、新たな保存期間が満了するまで保有を継続するとしている。

表3 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

(単位：ファイル、%)

平成23年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等数			
	移管	廃棄	延長
969,678 (100.0)	6,252 (0.7)	736,246 (75.9)	227,180 (23.4)

(注) () 内は、平成23年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管先の国立公文書館等としては、独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下、単に「国立公文書館」という。）のほかに、内閣総理大臣の指定（公文書管理法施行令第2条第1項第3号）を受けた施設（7施設）がある。内閣総理大臣の指定を受けた施設を設置した独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等を内閣総理大臣の指定を受けた施設へ移管し、その他の独立行政法人等は国立公文書館へ移管することとなっている（公文書管理法施行令第18条）。

平成23年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等のうち移管とされた6,252ファイルの移管先をみると、表4のとおり、国立公文書館に移管されるものは9ファイルであり、それ以外は、内閣総理大臣の指定を受けた施設を設置した独立行政法人等から、その施設へ移管されるものとなっている。

表4 移管先及び移管数

(単位：ファイル)

国立公文書館等（移管先）	移管数
国立公文書館	9
東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室	84
名古屋大学大学文書資料室	176
京都大学大学文書館	3,159
神戸大学附属図書館大学文書史料室	192
広島大学文書館	0
九州大学大学文書館	27
日本銀行金融研究所アーカイブ	2,605
計	6,252

(参考4) 国立公文書館へ移管した9ファイルの概要

移管元法人名	法人文書ファイル等（概要）	簿冊数
科学技術振興機構	業務方法書の全部改正及び定款の一部改正に係る機構内の決定及びその経緯に関する文書	1
経済産業研究所	通産政策史関連資料一式（通産政策史編纂のために収集された政策の検討、実施、決定等に関する資料）	7,239
	商工政策史関連資料一式（商工政策史編纂のために収集された政策の検討、実施、決定等に関する資料）	2,198
国立公文書館	寄贈文書関係（佐藤栄作日記等）（過去に寄贈を受け、その後、調査研究業務に利用してきた文書）	1,665
	内閣文庫関係（図書購買回議書、新収書籍元簿等の受入等の経緯に関わる一連の文書群）	1,503
	寄贈文書関係（小杉文庫）（昭和61年に寄贈を受け、その後、調査研究業務に利用してきた文書（漢籍・国書））	912
	寄贈文書関係（大村文庫）（平成6年に寄贈を受け、その後、調査研究業務に利用してきた文書（漢籍））	298
農林水産消費安全技術センター	平成16事業年度における業務実績の評価に係る法人内の決定及びその経緯に関する文書	1
	平成17事業年度における業務実績の評価に係る法人内の決定及びその経緯に関する文書	1
計4法人	計9ファイル	計13,818冊

(注)「簿冊数」は、各法人文書ファイル等を構成する簿冊の数を表す。

イ 保存期間の延長状況

独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等においても、行政文書ファイル等と同様に(公文書管理法第11条第1項に基づき同法第5条第4項に準じて)、設定した保存期間及び保存期間の満了する日は、①現に監査、検査等の対象となっているもの、訴訟や不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求に係るものについては、それぞれに対応するため当該事情が終了するまで法人文書ファイル等を保存する必要がある、保存期間を延長(公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長)しなければならないほか、②独立行政法人等がその職務の遂行上必要があると認める場合に、その必要な限度において、一定の期間を定めて延長(公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長)することができることとされている。

平成23年度に保存期間が満了する予定であった法人文書ファイル等のうち、保存期間を延長することとした227,180ファイルについて、その延長理由をみると、表5のとおり大半は②によるものとなっている。

この職務の遂行上の必要の内容をみると、多くは、過去の経緯や対応等を参考とするためや、将来的に発生するかもしれない訴訟等に備えるためなどとしている。

表5 保存期間の延長理由

(単位：ファイル、%)

延長ファイル等数(再掲)						
	公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長					公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長
	第1号(監査・検査)	第2号(係属する訴訟)	第3号(不服申立て)	第4号(開示請求)		
227,180 (100.0)	2,300 (1.0)	2,033 (0.9)	211 (0.1)	0 (-)	56 (0.0)	224,880 (99.0)

(注) () 内は、延長ファイル等数に占める割合を表す。

(4) 法人文書ファイル等の紛失等の状況

行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)では、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることから、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとしており、独立行政法人等においても、法人文書ファイル等の紛失、誤廃棄等が判明した場合には、同様に措置されることが望ましい。

独立行政法人等において、法人文書ファイル等の紛失等があったとして各独立行政法人等の総括文書管理者に報告された事案は、表6のとおり、37件となって

おり、原因がはっきりしないものも多いが、法人文書の管理状況調査の実施に伴い点検作業を行った結果、ファイルの紛失が判明したものや、複数ファイルを一つの簿冊として保存していて、そのうち一部を廃棄すべきところを誤って簿冊全部を誤廃棄してしまったものなどとしているものがみられた。なお、いずれも各独立行政法人等において、職員への指導監督等の事案への対応、再発防止策等の措置が採られたとしている。

表 6 紛失等の状況

(単位：件)

紛失等事案の件数			事案への対応、再発防止策等の措置状況			
	紛失	誤廃棄	総括文書管理者への報告	復元措置	職員への指導監督	業務手順等の見直し
37	21	16	37	3	37	4

(5) 職員の処分の状況

文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、各独立行政法人等において、必要に応じ、職員の処分を行っている。不適切な文書管理に起因する職員の処分の状況をみると、表 7 のとおり、紛失 2 件、その他（文書の不適正管理等） 2 件に対し、職員の懲戒処分（停職）が 4 人に行われている。

表 7 職員の処分の状況

(単位：件、人)

処分事案の件数				懲戒処分の対象	
	紛失	誤廃棄	その他	本人	監督者
4	2	0	2	4	0

(注) 懲戒処分には、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条に基づく特定独立行政法人の役職員に対する懲戒処分等を含む。

4 研修の実施状況

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解するとともに、文書管理に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、公文書管理法第 32 条第 1 項では、独立行政法人等は、職員に必要な研修を行うこととされている。

各独立行政法人等における研修の実施状況をみると、表 8 のとおり、187 法人においてのべ 2,638 回の研修が実施されており、内容としては、公文書管理制度の目的・概要、法人文書管理規則の内容、文書管理システムの利用方法に関する研修等となっており、幹部職員に対するマネジメントにおけるコンプライアンス遵守の一環として文書管理についての研修を行っている例もみられた。

表 8 研修の実施状況

(単位：法人、回)

研修の実施法人数		187 法人
研修の実施回数		2,638
各独立行政法人等が行う研修	新規採用職員研修	544
	文書管理者研修	498
	その他の研修 ・新規採用職員、文書管理者も含め、勤務者全員を対象とする研修 ・係員を対象とした「データ整理・ファイリング研修」 ・幹部職員に対するマネジメントにおけるコンプライアンス遵守の一環として文書管理について研修 ・「文書主義の原則」に基づき、正しい公文書（法人文書）の作成方法について研修	1,205
	国立公文書館が行う研修	223
	行政機関等が行う研修	168
研修の実施回数（複数回答）		2,638
研修の実施内容	法制度の目的・概要	1,716
	法人文書管理規則の内容	1,629
	法人文書ファイル管理簿の意義・機能	1,140
	ファイリング手法	962
	文書の管理状況の点検方法	730
	文書管理システムの利用方法	647
	職員の指導方法	599
	歴史公文書等の評価・選別	528
	その他	355

(法人文書の管理の状況)

<資料>

独立行政法人等別内訳表

資料1 法人文書管理規則の事項の記載状況

資料2 法人文書ファイル管理簿の事項の記載状況

資料3 法人文書ファイル等の保有数等

資料4 保存期間が満了したときの措置の設定状況

資料5 移管又は廃棄等の状況

資料6 保存期間の延長理由

資料7 紛失等の状況

資料8 職員の処分の状況

資料9 研修の実施状況

資料1 法人文書管理規則の事項の記載状況

1 「廃棄又は移管に関する事項」のうち「移管」に関する事項の記載がない独立行政法人等（8 法人）

海上災害防止センター、教員研修センター、国立がん研究センター、国立国際医療研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立長寿医療研究センター、日本私立学校振興・共済事業団

2 「管理状況の報告に関する事項」の記載がない独立行政法人等（10 法人）

海上災害防止センター、教員研修センター、国民生活センター、情報処理推進機構、日本学術振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、日本貿易振興機構、日本私立学校振興・共済事業団、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構

(注) 公文書管理法第13条では、第10条第2項（行政文書管理規則）の規定を参酌して、法人文書管理規則を設けなければならないとされ、第10条第2項では、「作成に関する事項」、「整理に関する事項」、「保存に関する事項」、「行政文書ファイル管理簿に関する事項」、「移管又は廃棄に関する事項」、「管理状況の報告に関する事項」等について記載しなければならないと規定されている。

資料2 法人文書ファイル管理簿の事項の記載状況

1 公文書管理法施行令第15条第1項第1号から第6号に定める事項のうち下記の記載について対応中としている独立行政法人等（3法人）

- ① 「保存期間」（2法人）
日本スポーツ振興センター、東京芸術大学
- ② 「保存期間の満了する日」（1法人）
東京芸術大学
- ③ 「保存期間が満了したときの措置」（2法人）
高齢・障害・求職者雇用支援機構、東京芸術大学
- ④ 「保存場所」（1法人）
東京芸術大学

2 公文書管理法施行令第15条第1項第7号から第11号に定める事項のうち下記の記載について準備中としている独立行政法人等（68法人）

- ① 「法人文書を作成し、又は取得した日における文書管理者」（1法人）
日本芸術文化振興会
- ② 「保存期間の起算日」（68法人）
高齢・障害・求職者雇用支援機構、国立文化財機構、日本スポーツ振興センター、海上技術安全研究所、科学技術振興機構、環境再生保全機構、教員研修センター、経済産業研究所、原子力安全基盤機構、建築研究所、航海訓練所、航空大学校、国際協力機構、国際農林水産業研究センター、国立科学博物館、国立健康・栄養研究所、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立病院機構、産業技術総合研究所、自動車事故対策機構、種苗管理センター、情報処理推進機構、森林総合研究所、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、大学入試センター、都市再生機構、日本学術振興会、日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、農業環境技術研究所、農業者年金基金、農業生物資源研究所、福祉医療機構、物質・材料研究機構、放射線医学総合研究所、水資源機構、労働安全衛生総合研究所、労働政策研究・研修機構、北海道教育大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学、

宮城教育大学、山形大学、筑波大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、横浜国立大学、京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、山口大学、鳴門教育大学、九州大学、長崎大学、熊本大学、高エネルギー加速器研究機構、日本銀行、預金保険機構

③ 「媒体の種別」（1 法人）

東京芸術大学

④ 「法人文書ファイル等に係る文書管理者」（4 法人）

東京芸術大学、科学技術振興機構、自動車事故対策機構、日本芸術文化振興会

(注) 公文書管理法施行令第 15 条において法人文書ファイル管理簿に「分類」、「名称」、「保存期間」、「保存期間の満了する日」、「保存期間が満了したときの措置」、「保存場所」、「法人文書を作成し、又は取得した日の属する年度その他これに準ずる期間」、「前号の日（法人文書を作成し、又は取得した日）における文書管理者」、「保存期間の起算日」、「媒体の種別」及び「法人文書ファイル等に係る文書管理者」を記載しなければならないとしている。

なお、これら事項のうち「法人文書を作成し、又は取得した日」、「前号の日（法人文書を作成し、又は取得した日）における文書管理者」、「保存期間の起算日」、「媒体の種別」、「法人文書ファイル等に係る文書管理者」については同施行令附則第 5 条において記載することが困難な場合、当分の間記載しないことができることとしており、その場合、記載しない事項、記載困難な理由、記載を予定する日を内閣総理大臣に報告しなければならないとしている。

資料3 法人文書ファイル等の保有数等（総数、媒体の種別数、新規作成・取得数）（1/4）

（単位：ファイル）

独立行政法人等	法人文書ファイル等数	媒体の種別			（参考） 平成23年度 新規作成・ 取得ファイル 数
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体	
奄美群島振興開発基金	462	462	0	0	99
医薬基盤研究所	1,546	1,546	0	0	185
医薬品医療機器総合機構	6,711	6,241	470	0	1,352
宇宙航空研究開発機構	292,036	226,094	26,536	39,406	17,277
海技教育機構	8,017	7,967	50	0	1,114
海上技術安全研究所	935	886	49	0	223
海上災害防止センター	1,058	1,058	0	0	107
海洋研究開発機構	16,543	16,303	239	1	1,505
科学技術振興機構	109,811	109,239	406	166	6,233
家畜改良センター	13,112	13,089	23	0	1,648
環境再生保全機構	9,181	9,173	8	0	411
教員研修センター	547	547	0	0	105
勤労者退職金共済機構	14,707	14,589	118	0	1,272
空港周辺整備機構	1,878	1,815	63	0	325
経済産業研究所	1,916	1,446	469	1	262
原子力安全基盤機構	39,948	19,974	19,974	0	3,638
建築研究所	2,094	2,013	81	0	315
航海訓練所	3,654	3,561	93	0	518
工業所有権情報・研修館	1,445	1,267	178	0	318
航空大学校	2,346	2,313	33	0	434
交通安全環境研究所	979	929	50	0	197
高齢・障害・求職者雇用支援機構	201,251	199,467	1,776	8	19,330
港湾空港技術研究所	1,048	1,044	4	0	100
国際観光振興機構	675	500	173	2	333
国際協力機構	141,440	141,440	0	0	7,784
国際交流基金	26,728	26,643	81	4	2,346
国際農林水産業研究センター	1,863	1,863	0	0	275
国民生活センター	2,188	2,038	150	0	307
国立印刷局	13,454	13,275	160	19	1,575
国立科学博物館	6,705	6,689	16	0	506
国立環境研究所	2,448	2,448	0	0	411
国立がん研究センター	2,460	2,147	313	0	1,024
国立健康・栄養研究所	828	660	168	0	182
国立高等専門学校機構	166,234	162,971	3,028	235	17,283
国立公文書館	1,046	1,007	39	0	283
国立国際医療研究センター	2,408	2,345	63	0	780
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	761	754	7	0	214
国立循環器病研究センター	1,144	1,115	29	0	366
国立女性教育会館	1,012	882	130	0	165
国立成育医療研究センター	740	612	128	0	52
国立青少年教育振興機構	26,488	26,325	160	3	3,882
国立精神・神経医療研究センター	1,028	1,022	6	0	197
国立大学財務・経営センター	443	438	5	0	56
国立長寿医療研究センター	1,078	1,010	68	0	215
国立特別支援教育総合研究所	2,224	2,198	24	2	374
国立美術館	8,107	8,083	16	8	709
国立病院機構	127,833	123,703	3,832	298	24,105
国立文化財機構	15,982	15,749	115	118	763
産業技術総合研究所	115,472	114,675	796	1	5,039
自動車検査独立行政法人	21,084	16,990	4,094	0	4,668
自動車事故対策機構	14,354	14,264	59	31	2,461
住宅金融支援機構	50,851	48,793	2,001	57	4,898
種苗管理センター	5,793	5,295	498	0	953
酒類総合研究所	927	916	11	0	162

資料3 法人文書ファイル等の保有数等（総数、媒体の種別数、新規作成・取得数）（2/4）

（単位：ファイル）

独立行政法人等	法人文書ファイル等数	媒体の種別			（参考） 平成23年度 新規作成・ 取得ファイル 数
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体	
情報処理推進機構	42,255	4,393	37,862	0	5,447
情報通信研究機構	40,597	39,640	858	99	2,915
新エネルギー・産業技術総合開発機構	52,008	51,763	241	4	3,877
森林総合研究所	242,528	242,528	0	0	7,381
水産総合研究センター	12,388	12,131	257	0	1,600
水産大学校	1,679	1,679	0	0	317
製品評価技術基盤機構	9,330	9,042	288	0	1,186
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	22,964	22,462	500	2	1,866
造幣局	4,240	4,221	19	0	212
大学入試センター	3,980	3,952	28	0	515
大学評価・学位授与機構	2,149	2,127	22	0	352
中小企業基盤整備機構	354,970	177,485	177,485	0	41,758
駐留軍等労働者労務管理機構	5,407	5,053	354	0	636
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	54,431	53,874	517	40	3,654
電子航法研究所	1,381	1,381	0	0	167
統計センター	2,184	1,895	289	0	353
都市再生機構	1,297,252	1,272,350	24,902	0	102,075
土木研究所	12,716	11,959	757	0	1,803
日本学術振興会	8,376	8,289	87	0	721
日本学生支援機構	12,080	8,358	3,722	0	1,957
日本芸術文化振興会	9,638	9,254	315	69	443
日本原子力研究開発機構	64,028	62,802	1,024	202	13,909
日本高速道路保有・債務返済機構	672	654	18	0	114
日本スポーツ振興センター	12,830	12,505	325	0	1,245
日本万国博覧会記念機構	2,655	2,620	35	0	546
日本貿易振興機構	42,653	41,794	723	136	6,566
日本貿易保険	26,294	26,294	0	0	6,160
年金積立金管理運用独立行政法人	1,066	1,033	33	0	183
年金・健康保険福祉施設整理機構	7,345	7,345	0	0	546
農業環境技術研究所	1,664	1,619	45	0	265
農業者年金基金	3,367	2,645	26	696	333
農業生物資源研究所	1,680	1,635	45	0	249
農業・食品産業技術総合研究機構	22,873	22,716	157	0	4,974
農畜産業振興機構	10,593	10,593	0	0	751
農林漁業信用基金	1,004	990	14	0	280
農林水産消費安全技術センター	114,597	114,497	100	0	1,410
福祉医療機構	76,656	75,337	1,302	17	4,126
物質・材料研究機構	13,101	13,091	10	0	0
平和祈念事業特別基金	9,720	9,699	21	0	253
防災科学技術研究所	10,396	10,374	21	1	1,039
放射線医学総合研究所	9,419	9,413	6	0	940
北方領土問題対策協会	914	914	0	0	96
水資源機構	538,156	454,355	60,368	23,433	9,988
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	18,716	17,504	0	1,212	1,296
理化学研究所	16,712	15,949	751	12	1,592
労働安全衛生総合研究所	1,169	1,160	9	0	44
労働者健康福祉機構	127,877	127,068	780	29	18,597
労働政策研究・研修機構	2,494	2,494	0	0	337
北海道大学	45,274	44,327	944	3	7,096
北海道教育大学	28,259	28,032	221	6	3,340
室蘭工業大学	4,397	4,311	85	1	665
小樽商科大学	3,292	3,238	42	12	456
帯広畜産大学	7,433	7,050	382	1	605
旭川医科大学	6,752	6,256	495	1	500

資料3 法人文書ファイル等の保有数等（総数、媒体の種別数、新規作成・取得数）（3/4）

（単位：ファイル）

独立行政法人等	法人文書ファイル等数	媒体の種別			（参考） 平成23年度 新規作成・ 取得ファイル 数
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体	
北見工業大学	3,996	3,954	41	1	610
弘前大学	23,469	23,226	243	0	2,436
岩手大学	8,422	8,408	14	0	1,077
東北大学	33,906	33,581	272	53	4,123
宮城教育大学	3,165	3,108	57	0	327
秋田大学	18,765	18,728	37	0	2,474
山形大学	11,962	11,961	1	0	1,519
福島大学	7,071	6,946	125	0	933
茨城大学	11,973	11,903	70	0	2,350
筑波大学	99,484	99,484	0	0	12,849
筑波技術大学	7,137	6,991	138	8	870
宇都宮大学	5,663	5,630	33	0	946
群馬大学	23,171	22,885	253	33	2,912
埼玉大学	10,688	9,783	901	4	2,151
千葉大学	20,438	20,186	235	17	2,437
東京大学	97,664	96,546	1,013	105	7,926
東京医科歯科大学	6,711	6,488	223	0	1,070
東京外国語大学	7,295	7,286	9	0	882
東京学芸大学	9,941	9,671	261	9	1,727
東京農工大学	8,799	8,757	42	0	1,075
東京芸術大学	18,895	18,895	0	0	183
東京工業大学	20,165	18,838	1,326	1	3,320
東京海洋大学	4,965	4,940	25	0	860
お茶の水女子大学	4,272	4,239	33	0	308
電気通信大学	3,509	3,427	82	0	640
一橋大学	8,989	8,918	69	2	1,226
横浜国立大学	10,666	10,501	165	0	1,615
新潟大学	33,243	32,567	516	160	4,833
長岡技術科学大学	6,260	6,138	121	1	931
上越教育大学	6,870	6,856	14	0	677
富山大学	23,727	23,574	147	6	3,122
金沢大学	31,736	31,187	543	6	3,045
福井大学	10,750	10,707	42	1	1,303
山梨大学	10,037	9,638	375	24	1,727
信州大学	11,592	11,104	487	1	1,915
岐阜大学	13,715	13,536	162	17	1,925
静岡大学	20,742	20,603	138	1	2,814
浜松医科大学	4,992	4,945	47	0	683
名古屋大学	53,246	53,186	31	29	8,190
愛知教育大学	10,383	10,205	173	5	1,336
名古屋工業大学	8,351	8,269	80	2	855
豊橋技術科学大学	6,931	6,863	68	0	782
三重大学	15,973	15,371	596	6	1,635
滋賀大学	9,313	9,309	4	0	1,229
滋賀医科大学	11,123	10,987	136	0	1,784
京都大学	91,208	90,816	30	362	2,316
京都教育大学	5,893	5,881	12	0	693
京都工芸繊維大学	6,253	6,189	56	8	665
大阪大学	93,042	91,128	1,892	22	13,823
大阪教育大学	10,365	10,221	139	5	1,473
兵庫教育大学	6,466	6,387	79	0	1,103
神戸大学	20,152	20,021	131	0	2,707
奈良教育大学	1,712	1,711	1	0	444
奈良女子大学	6,596	6,577	19	0	776

資料3 法人文書ファイル等の保有数等（総数、媒体の種別数、新規作成・取得数）（4/4）

（単位：ファイル）

独立行政法人等	法人文書ファイル等数	媒体の種別			（参考） 平成23年度 新規作成・ 取得ファイル 数
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体	
和歌山大学	9,516	9,488	28	0	1,123
鳥取大学	13,532	13,287	245	0	2,150
島根大学	20,069	19,671	394	4	3,205
岡山大学	25,417	24,496	921	0	3,175
広島大学	34,090	33,976	89	25	6,753
山口大学	29,976	29,278	698	0	3,326
徳島大学	23,160	22,284	876	0	2,893
鳴門教育大学	8,343	8,219	112	12	1,022
香川大学	12,037	12,006	22	9	1,849
愛媛大学	14,256	14,139	117	0	1,686
高知大学	18,504	17,714	421	369	2,782
福岡教育大学	7,149	7,133	16	0	1,365
九州大学	54,510	54,030	480	0	6,462
九州工業大学	7,998	7,318	680	0	814
佐賀大学	12,514	12,502	12	0	2,000
長崎大学	28,697	28,136	538	23	4,777
熊本大学	20,538	19,263	962	313	2,414
大分大学	13,874	13,508	366	0	1,762
宮崎大学	15,316	14,979	317	20	1,491
鹿児島大学	21,315	21,130	185	0	2,763
鹿屋体育大学	3,544	3,493	51	0	668
琉球大学	9,479	9,356	123	0	1,415
政策研究大学院大学	1,180	1,005	175	0	418
総合研究大学院大学	8,316	8,309	7	0	455
北陸先端科学技術大学院大学	4,219	4,110	94	15	703
奈良先端科学技術大学院大学	5,682	5,405	277	0	796
人間文化研究機構	10,951	10,732	200	19	1,784
自然科学研究機構	14,119	13,640	259	220	1,910
高エネルギー加速器研究機構	3,724	3,697	24	3	489
情報・システム研究機構	8,867	8,702	141	24	967
沖縄科学技術大学院大学学園	1,230	990	240	0	167
沖縄振興開発金融公庫	12,360	12,257	103	0	1,572
株式会社日本政策金融公庫	81,457	79,659	1,798	0	14,197
関西国際空港株式会社	2,946	2,600	346	0	136
日本私立学校振興・共済事業団	1,519	1,517	2	0	238
日本中央競馬会	55,741	55,583	98	60	7,515
日本年金機構	285,933	211,416	74,496	21	103,836
放送大学学園	21,505	21,442	63	0	2,749
原子力損害賠償支援機構	44	44	0	0	44
農水産業協同組合貯金保険機構	642	642	0	0	83
預金保険機構	3,820	3,815	4	1	525
日本銀行	168,313	162,394	2,355	3,564	28,334
日本司法支援センター	19,466	19,374	92	0	1,062
計	7,059,354	6,504,018	483,409	71,927	752,579

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等数	保存期間満了時の措置の設定状況	
		設定済み	未設定
奄美群島振興開発基金	462	462	0
医薬基盤研究所	1,546	0	1,546
医薬品医療機器総合機構	6,711	6,711	0
宇宙航空研究開発機構	292,036	29,748	262,288
海技教育機構	8,017	8,017	0
海上技術安全研究所	935	935	0
海上災害防止センター	1,058	1,058	0
海洋研究開発機構	16,543	16,543	0
科学技術振興機構	109,811	109,811	0
家畜改良センター	13,112	13,112	0
環境再生保全機構	9,181	9,181	0
教員研修センター	547	96	451
勤労者退職金共済機構	14,707	14,707	0
空港周辺整備機構	1,878	1,878	0
経済産業研究所	1,916	262	1,654
原子力安全基盤機構	39,948	39,948	0
建築研究所	2,094	2,094	0
航海訓練所	3,654	3,654	0
工業所有権情報・研修館	1,445	1,445	0
航空大学校	2,346	2,346	0
交通安全環境研究所	979	979	0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	201,251	201,251	0
港湾空港技術研究所	1,048	1,048	0
国際観光振興機構	675	386	289
国際協力機構	141,440	103,577	37,863
国際交流基金	26,728	26,728	0
国際農林水産業研究センター	1,863	1,863	0
国民生活センター	2,188	2,188	0
国立印刷局	13,454	13,454	0
国立科学博物館	6,705	6,705	0
国立環境研究所	2,448	2,448	0
国立がん研究センター	2,460	2,460	0
国立健康・栄養研究所	828	828	0
国立高等専門学校機構	166,234	165,681	553
国立公文書館	1,046	1,046	0
国立国際医療研究センター	2,408	2,405	3
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	761	761	0
国立循環器病研究センター	1,144	1,144	0
国立女性教育会館	1,012	1,012	0
国立成育医療研究センター	740	0	740
国立青少年教育振興機構	26,488	26,488	0
国立精神・神経医療研究センター	1,028	1,028	0
国立大学財務・経営センター	443	443	0
国立長寿医療研究センター	1,078	1,078	0
国立特別支援教育総合研究所	2,224	2,224	0
国立美術館	8,107	8,107	0
国立病院機構	127,833	127,833	0
国立文化財機構	15,982	15,982	0
産業技術総合研究所	115,472	115,472	0
自動車検査独立行政法人	21,084	21,084	0
自動車事故対策機構	14,354	14,354	0
住宅金融支援機構	50,851	50,851	0
種苗管理センター	5,793	5,793	0
酒類総合研究所	927	927	0
情報処理推進機構	42,255	42,255	0
情報通信研究機構	40,597	10,341	30,256

資料4 保存期間が満了したときの措置の設定状況(2/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等数	保存期間満了時の措置の設定状況	
		設定済み	未設定
新エネルギー・産業技術総合開発機構	52,008	52,008	0
森林総合研究所	242,528	242,528	0
水産総合研究センター	12,388	12,388	0
水産大学校	1,679	1,679	0
製品評価技術基盤機構	9,330	9,330	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	22,964	21,098	1,866
造幣局	4,240	4,240	0
大学入試センター	3,980	3,980	0
大学評価・学位授与機構	2,149	2,149	0
中小企業基盤整備機構	354,970	354,970	0
駐留軍等労働者労務管理機構	5,407	5,407	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	54,431	54,431	0
電子航法研究所	1,381	1,381	0
統計センター	2,184	2,184	0
都市再生機構	1,297,252	1,297,252	0
土木研究所	12,716	12,715	1
日本学術振興会	8,376	8,376	0
日本学生支援機構	12,080	12,080	0
日本芸術文化振興会	9,638	9,638	0
日本原子力研究開発機構	64,028	64,028	0
日本高速道路保有・債務返済機構	672	672	0
日本スポーツ振興センター	12,830	12,830	0
日本万国博覧会記念機構	2,655	2,655	0
日本貿易振興機構	42,653	42,653	0
日本貿易保険	26,294	26,294	0
年金積立金管理運用独立行政法人	1,066	1,066	0
年金・健康保険福祉施設整理機構	7,345	0	7,345
農業環境技術研究所	1,664	1,664	0
農業者年金基金	3,367	3,367	0
農業生物資源研究所	1,680	1,680	0
農業・食品産業技術総合研究機構	22,873	22,873	0
農畜産業振興機構	10,593	10,593	0
農林漁業信用基金	1,004	1,004	0
農林水産消費安全技術センター	114,597	114,597	0
福祉医療機構	76,656	76,656	0
物質・材料研究機構	13,101	13,101	0
平和祈念事業特別基金	9,720	9,720	0
防災科学技術研究所	10,396	10,396	0
放射線医学総合研究所	9,419	9,419	0
北方領土問題対策協会	914	845	69
水資源機構	538,156	9,988	528,168
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	18,716	18,716	0
理化学研究所	16,712	16,712	0
労働安全衛生総合研究所	1,169	1,169	0
労働者健康福祉機構	127,877	127,877	0
労働政策研究・研修機構	2,494	2,494	0
北海道大学	45,274	45,274	0
北海道教育大学	28,259	28,259	0
室蘭工業大学	4,397	4,397	0
小樽商科大学	3,292	3,292	0
帯広畜産大学	7,433	587	6,846
旭川医科大学	6,752	6,752	0
北見工業大学	3,996	3,996	0
弘前大学	23,469	23,466	3
岩手大学	8,422	8,396	26
東北大学	33,906	4,220	29,686

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等数	保存期間満了時の措置の設定状況	
		設定済み	未設定
宮城教育大学	3,165	3,165	0
秋田大学	18,765	18,765	0
山形大学	11,962	11,962	0
福島大学	7,071	6,997	74
茨城大学	11,973	11,973	0
筑波大学	99,484	0	99,484
筑波技術大学	7,137	7,137	0
宇都宮大学	5,663	5,663	0
群馬大学	23,171	23,171	0
埼玉大学	10,688	10,688	0
千葉大学	20,438	19,552	886
東京大学	97,664	0	97,664
東京医科歯科大学	6,711	6,711	0
東京外国語大学	7,295	7,295	0
東京学芸大学	9,941	9,941	0
東京農工大学	8,799	8,799	0
東京芸術大学	18,895	0	18,895
東京工業大学	20,165	20,165	0
東京海洋大学	4,965	4,917	48
お茶の水女子大学	4,272	4,086	186
電気通信大学	3,509	3,267	242
一橋大学	8,989	8,989	0
横浜国立大学	10,666	10,666	0
新潟大学	33,243	33,243	0
長岡技術科学大学	6,260	6,260	0
上越教育大学	6,870	6,870	0
富山大学	23,727	15,666	8,061
金沢大学	31,736	31,736	0
福井大学	10,750	10,750	0
山梨大学	10,037	9,870	167
信州大学	11,592	11,592	0
岐阜大学	13,715	13,715	0
静岡大学	20,742	20,742	0
浜松医科大学	4,992	4,773	219
名古屋大学	53,246	53,246	0
愛知教育大学	10,383	10,383	0
名古屋工業大学	8,351	8,351	0
豊橋技術科学大学	6,931	6,931	0
三重大学	15,973	15,973	0
滋賀大学	9,313	9,307	6
滋賀医科大学	11,123	11,123	0
京都大学	91,208	91,208	0
京都教育大学	5,893	5,885	8
京都工芸繊維大学	6,253	6,253	0
大阪大学	93,042	93,042	0
大阪教育大学	10,365	10,365	0
兵庫教育大学	6,466	6,466	0
神戸大学	20,152	17,254	2,898
奈良教育大学	1,712	1,712	0
奈良女子大学	6,596	735	5,861
和歌山大学	9,516	9,516	0
鳥取大学	13,532	13,532	0
島根大学	20,069	20,069	0
岡山大学	25,417	25,417	0
広島大学	34,090	34,090	0
山口大学	29,976	29,975	1
徳島大学	23,160	23,160	0
鳴門教育大学	8,343	8,343	0

資料4 保存期間が満了したときの措置の設定状況(4/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等数	保存期間満了時の措置の設定状況	
		設定済み	未設定
香川大学	12,037	12,037	0
愛媛大学	14,256	14,256	0
高知大学	18,504	18,504	0
福岡教育大学	7,149	7,149	0
九州大学	54,510	6,778	47,732
九州工業大学	7,998	7,998	0
佐賀大学	12,514	2,000	10,514
長崎大学	28,697	28,697	0
熊本大学	20,538	20,538	0
大分大学	13,874	13,193	681
宮崎大学	15,316	15,316	0
鹿児島大学	21,315	15,077	6,238
鹿屋体育大学	3,544	3,544	0
琉球大学	9,479	9,479	0
政策研究大学院大学	1,180	1,131	49
総合研究大学院大学	8,316	8,316	0
北陸先端科学技術大学院大学	4,219	4,219	0
奈良先端科学技術大学院大学	5,682	5,682	0
人間文化研究機構	10,951	10,890	61
自然科学研究機構	14,119	14,119	0
高エネルギー加速器研究機構	3,724	0	3,724
情報・システム研究機構	8,867	7,916	951
沖縄科学技術大学院大学学園	1,230	1,230	0
沖縄振興開発金融公庫	12,360	12,360	0
株式会社日本政策金融公庫	81,457	81,457	0
関西国際空港株式会社	2,946	2,946	0
日本私立学校振興・共済事業団	1,519	1,519	0
日本中央競馬会	55,741	55,741	0
日本年金機構	285,933	0	285,933
放送大学学園	21,505	21,505	0
原子力損害賠償支援機構	44	44	0
農水産業協同組合貯金保険機構	642	642	0
預金保険機構	3,820	3,820	0
日本銀行	168,313	168,193	120
日本司法支援センター	19,466	19,466	0
計	7,059,354	5,558,998	1,500,356

(単位：ファイル)

独立行政法人等	平成23年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等数			
	移管	廃棄	延長	
奄美群島振興開発基金	84	0	84	0
医薬基盤研究所	0	0	0	0
医薬品医療機器総合機構	632	0	618	14
宇宙航空研究開発機構	16,709	0	6,005	10,704
海技教育機構	2,071	0	2,071	0
海上技術安全研究所	150	0	150	0
海上災害防止センター	105	0	93	12
海洋研究開発機構	1,537	0	1,339	198
科学技術振興機構	10,765	1	9,389	1,375
家畜改良センター	1,613	0	1,613	0
環境再生保全機構	981	0	851	130
教員研修センター	96	0	96	0
勤労者退職金共済機構	1,568	0	1,381	187
空港周辺整備機構	351	0	351	0
経済産業研究所	923	2	749	172
原子力安全基盤機構	602	0	591	11
建築研究所	283	0	283	0
航海訓練所	482	0	482	0
工業所有権情報・研修館	535	0	535	0
航空大学校	427	0	427	0
交通安全環境研究所	177	0	177	0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	28,506	0	28,361	145
港湾空港技術研究所	264	0	243	21
国際観光振興機構	386	0	386	0
国際協力機構	16,715	0	13,563	3,152
国際交流基金	6,985	0	6,276	709
国際農林水産業研究センター	210	0	210	0
国民生活センター	1,871	0	1,829	42
国立印刷局	2,016	0	1,919	97
国立科学博物館	370	0	370	0
国立環境研究所	347	0	347	0
国立がん研究センター	314	0	314	0
国立健康・栄養研究所	182	0	182	0
国立高等専門学校機構	23,937	0	23,779	158
国立公文書館	214	4	100	110
国立国際医療研究センター	0	0	0	0
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	162	0	162	0
国立循環器病研究センター	252	0	252	0
国立女性教育会館	148	0	148	0
国立成育医療研究センター	50	0	50	0
国立青少年教育振興機構	3,785	0	3,785	0
国立精神・神経医療研究センター	198	0	198	0
国立大学財務・経営センター	0	0	0	0
国立長寿医療研究センター	264	0	264	0
国立特別支援教育総合研究所	371	0	370	1
国立美術館	790	0	735	55
国立病院機構	26,900	0	25,932	968
国立文化財機構	766	0	744	22
産業技術総合研究所	8,591	0	8,272	319
自動車検査独立行政法人	2,026	0	2,007	19
自動車事故対策機構	4,096	0	4,089	7
住宅金融支援機構	1,848	0	1,848	0
種苗管理センター	758	0	758	0
酒類総合研究所	167	0	167	0
情報処理推進機構	9,972	0	9,596	376
情報通信研究機構	4,487	0	2,540	1,947

(単位：ファイル)

独立行政法人等	平成23年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等数			
	移管	廃棄	延長	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	10,324	0	9,810	514
森林総合研究所	9,832	0	9,154	678
水産総合研究センター	1,972	0	1,964	8
水産大学校	274	0	274	0
製品評価技術基盤機構	1,145	0	1,145	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	6,103	0	1,287	4,816
造幣局	385	0	385	0
大学入試センター	450	0	450	0
大学評価・学位授与機構	380	0	380	0
中小企業基盤整備機構	21,049	0	17,871	3,178
駐留軍等労働者労務管理機構	969	0	969	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	7,253	0	6,674	579
電子航法研究所	167	0	167	0
統計センター	357	0	268	89
都市再生機構	270,059	0	200,703	69,356
土木研究所	1,830	0	1,830	0
日本学術振興会	762	0	741	21
日本学生支援機構	2,115	0	2,112	3
日本芸術文化振興会	1,334	0	1,192	142
日本原子力研究開発機構	5,591	0	5,245	346
日本高速道路保有・債務返済機構	83	0	63	20
日本スポーツ振興センター	688	0	447	241
日本万国博覧会記念機構	306	0	296	10
日本貿易振興機構	10,595	0	6,305	4,290
日本貿易保険	3,470	0	3,470	0
年金積立金管理運用独立行政法人	134	0	134	0
年金・健康保険福祉施設整理機構	0	0	0	0
農業環境技術研究所	265	0	265	0
農業者年金基金	232	0	221	11
農業生物資源研究所	208	0	208	0
農業・食品産業技術総合研究機構	4,640	0	4,557	83
農畜産業振興機構	3,567	0	3,372	195
農林漁業信用基金	21	0	18	3
農林水産消費安全技術センター	7,867	2	7,855	10
福祉医療機構	2,664	0	2,664	0
物質・材料研究機構	707	0	707	0
平和祈念事業特別基金	230	0	55	175
防災科学技術研究所	1,495	0	1,194	301
放射線医学総合研究所	878	0	878	0
北方領土問題対策協会	186	0	118	68
水資源機構	21,889	0	15,235	6,654
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	805	0	804	1
理化学研究所	3,652	0	1,492	2,160
労働安全衛生総合研究所	183	0	183	0
労働者健康福祉機構	49,294	0	33,528	15,766
労働政策研究・研修機構	478	0	431	47
北海道大学	5,573	0	5,380	193
北海道教育大学	2,955	0	2,945	10
室蘭工業大学	590	0	590	0
小樽商科大学	502	0	502	0
帯広畜産大学	587	0	587	0
旭川医科大学	668	0	668	0
北見工業大学	701	0	699	2
弘前大学	4,633	0	4,028	605
岩手大学	1,264	0	1,264	0
東北大学	4,113	84	3,465	564

(単位：ファイル)

独立行政法人等	平成23年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等数			
	移管	廃棄	延長	
宮城教育大学	267	0	267	0
秋田大学	2,824	0	2,821	3
山形大学	1,188	0	1,188	0
福島大学	1,528	0	1,374	154
茨城大学	1,171	0	1,129	42
筑波大学	58,429	0	0	58,429
筑波技術大学	949	0	949	0
宇都宮大学	874	0	874	0
群馬大学	1,755	0	1,755	0
埼玉大学	1,767	0	1,767	0
千葉大学	2,062	0	2,048	14
東京大学	18,904	0	0	18,904
東京医科歯科大学	1,018	0	1,017	1
東京外国語大学	1,899	0	1,899	0
東京学芸大学	1,448	0	1,448	0
東京農工大学	1,025	0	1,025	0
東京芸術大学	0	0	0	0
東京工業大学	2,722	0	2,646	76
東京海洋大学	583	0	583	0
お茶の水女子大学	718	0	98	620
電気通信大学	440	0	440	0
一橋大学	980	0	980	0
横浜国立大学	1,765	0	1,342	423
新潟大学	5,382	0	5,372	10
長岡技術科学大学	899	0	899	0
上越教育大学	508	0	504	4
富山大学	2,607	0	2,600	7
金沢大学	3,686	0	3,063	623
福井大学	1,039	0	1,039	0
山梨大学	1,425	0	1,425	0
信州大学	1,166	0	1,166	0
岐阜大学	1,933	0	1,922	11
静岡大学	2,863	0	2,863	0
浜松医科大学	545	0	539	6
名古屋大学	2,564	176	2,306	82
愛知教育大学	1,064	0	1,064	0
名古屋工業大学	856	0	818	38
豊橋技術科学大学	711	0	711	0
三重大学	1,612	0	1,612	0
滋賀大学	1,378	0	685	693
滋賀医科大学	734	0	734	0
京都大学	12,826	3,159	9,664	3
京都教育大学	447	0	447	0
京都工芸繊維大学	778	0	776	2
大阪大学	6,612	0	5,968	644
大阪教育大学	1,199	0	1,199	0
兵庫教育大学	8,128	0	8,089	39
神戸大学	3,980	192	3,698	90
奈良教育大学	208	0	208	0
奈良女子大学	722	0	695	27
和歌山大学	1,081	0	1,081	0
鳥取大学	1,635	0	1,626	9
島根大学	2,773	0	2,733	40
岡山大学	3,535	0	3,486	49
広島大学	3,155	0	0	3,155
山口大学	3,001	0	3,001	0

(単位：ファイル)

独立行政法人等	平成23年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等数			
		移管	廃棄	延長
徳島大学	3,498	0	3,495	3
鳴門教育大学	1,027	0	1,025	2
香川大学	1,193	0	1,152	41
愛媛大学	1,232	0	1,216	16
高知大学	2,931	0	2,920	11
福岡教育大学	1,286	0	1,286	0
九州大学	5,960	27	5,876	57
九州工業大学	1,196	0	1,196	0
佐賀大学	1,972	0	1,972	0
長崎大学	4,134	0	4,134	0
熊本大学	2,089	0	1,969	120
大分大学	1,521	0	1,445	76
宮崎大学	1,719	0	1,714	5
鹿児島大学	2,304	0	2,298	6
鹿屋体育大学	159	0	159	0
琉球大学	1,015	0	1,006	9
政策研究大学院大学	6	0	6	0
総合研究大学院大学	69	0	69	0
北陸先端科学技術大学院大学	562	0	562	0
奈良先端科学技術大学院大学	662	0	599	63
人間文化研究機構	1,412	0	1,412	0
自然科学研究機構	2,541	0	2,474	67
高エネルギー加速器研究機構	0	0	0	0
情報・システム研究機構	10,878	0	10,878	0
沖縄科学技術大学院大学学園	16	0	16	0
沖縄振興開発金融公庫	1,683	0	1,567	116
株式会社日本政策金融公庫	20,134	0	16,835	3,299
関西国際空港株式会社	168	0	136	32
日本私立学校振興・共済事業団	155	0	138	17
日本中央競馬会	8,123	0	7,937	186
日本年金機構	0	0	0	0
放送大学学園	3,262	0	3,214	48
原子力損害賠償支援機構	0	0	0	0
農水産業協同組合貯金保険機構	103	0	103	0
預金保険機構	588	0	398	190
日本銀行	30,178	2,605	21,045	6,528
日本司法支援センター	4,021	0	4,021	0
計	969,678	6,252	736,246	227,180

(注) 移管受入れ公文書館等計8法人(太字部分)

○=9ファイル(国立公文書館への移管数)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間を延長したファイル数									
	公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長				公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長					
	第1号に基づくもの(監査、検査等)	第2号に基づくもの(訴訟手続)	第3号に基づくもの(不服申立手続)	第4号に基づくもの(開示請求)	国会関係用務に必要とするため	法令の制定又は改廃用務に必要とするため	災害等の緊急事態対応のため	その他		
奄美群島振興開発基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬基盤研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品医療機器総合機構	14	0	0	0	0	14	0	0	0	14
宇宙航空研究開発機構	10,704	173	169	4	0	10,531	0	0	0	10,531
海技教育機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上技術安全研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上災害防止センター	12	0	0	0	0	12	0	0	0	12
海洋研究開発機構	198	0	0	0	0	198	0	0	0	198
科学技術振興機構	1,375	0	0	0	0	1,375	0	0	0	1,375
家畜改良センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境再生保全機構	130	9	5	4	0	121	0	0	0	121
教員研修センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤労者退職金共済機構	187	0	0	0	0	187	0	0	0	187
空港周辺整備機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業研究所	172	0	0	0	0	172	0	0	0	172
原子力安全基盤機構	11	0	0	0	0	11	0	0	0	11
建築研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航海訓練所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業所有権情報・研修館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航空大学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通安全環境研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	145	0	0	0	0	145	1	0	0	144
港湾空港技術研究所	21	0	0	0	0	21	0	0	4	17
国際観光振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際協力機構	3,152	395	381	9	0	2,757	100	164	6	2,487
国際交流基金	709	0	0	0	0	709	0	0	0	709
国際農林水産業研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国民生活センター	42	0	0	0	0	42	0	0	0	42
国立印刷局	97	0	0	0	0	97	0	0	0	97
国立科学博物館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立環境研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立がん研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立健康・栄養研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立高等専門学校機構	158	0	0	0	0	158	0	0	3	155
国立公文書館	110	3	2	0	0	107	0	4	0	103
国立国際医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立循環器病研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立女性教育会館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立成育医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立青少年教育振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立精神・神経医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立大学財務・経営センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立長寿医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立特別支援教育総合研究所	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
国立美術館	55	0	0	0	0	55	0	0	0	55
国立病院機構	968	98	98	0	0	870	0	27	0	843
国立文化財機構	22	0	0	0	0	22	0	0	0	22
産業技術総合研究所	319	55	53	0	0	264	1	263	0	0
自動車検査独立行政法人	19	0	0	0	0	19	0	0	0	19

資料6 保存期間の延長理由(2/5)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間を延長したファイル数									
	公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長					公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長				
	第1号に基づくもの(監査、検査等)	第2号に基づくもの(訴訟手続)	第3号に基づくもの(不服申立手続)	第4号に基づくもの(開示請求)		国会関係用務に必要とするため	法令の制定又は改廃用務に必要とするため	災害等の緊急事態対応のため	その他	
自動車事故対策機構	7	0	0	0	0	7	0	0	0	7
住宅金融支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
種苗管理センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報処理推進機構	376	0	0	0	0	376	0	0	0	376
情報通信研究機構	1,947	0	0	0	0	1,947	0	1,947	0	0
新エネルギー・産業技術総合開発機構	514	0	0	0	0	514	0	0	0	514
森林総合研究所	678	0	0	0	0	678	0	0	0	678
水産総合研究センター	8	0	0	0	0	8	0	0	0	8
水産大学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,816	0	0	0	0	4,816	1	0	7	4,808
造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学入試センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学評価・学位授与機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業基盤整備機構	3,178	817	817	0	0	2,361	0	0	0	2,361
駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	579	13	13	0	0	566	0	0	0	566
電子航法研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統計センター	89	0	0	0	0	89	0	0	0	89
都市再生機構	69,356	583	407	174	0	68,773	0	54	0	68,719
土木研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本学術振興会	21	0	0	0	0	21	0	0	0	21
日本学生支援機構	3	0	0	0	0	3	0	0	0	3
日本芸術文化振興会	142	0	0	0	0	142	0	0	0	142
日本原子力研究開発機構	346	3	3	0	0	343	0	1	0	342
日本高速道路保有・債務返済機構	20	0	0	0	0	20	0	0	0	20
日本スポーツ振興センター	241	0	0	0	0	241	0	0	0	241
日本万国博覧会記念機構	10	0	0	0	0	10	0	0	0	10
日本貿易振興機構	4,290	0	0	0	0	4,290	0	0	0	4,290
日本貿易保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年金積立金管理運用独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年金・健康保険福祉施設整理機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業環境技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業者年金基金	11	0	0	0	0	11	0	0	0	11
農業生物資源研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業・食品産業技術総合研究機構	83	0	0	0	0	83	0	0	0	83
農畜産業振興機構	195	7	7	0	0	188	0	0	24	164
農林漁業信用基金	3	0	0	0	0	3	0	0	0	3
農林水産消費安全技術センター	10	2	2	0	0	8	0	0	0	8
福祉医療機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物質・材料研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平和祈念事業特別基金	175	0	0	0	0	175	0	0	0	175
防災科学技術研究所	301	0	0	0	0	301	0	0	0	301
放射線医学総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北方領土問題対策協会	68	0	0	0	0	68	0	0	0	68
水資源機構	6,654	0	0	0	0	6,654	0	1	0	6,653
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
理化学研究所	2,160	0	0	0	0	2,160	0	0	0	2,160
労働安全衛生総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間を延長したファイル数									
	公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長					公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長				
	第1号に基づくもの(監査、検査等)	第2号に基づくもの(訴訟手続)	第3号に基づくもの(不服申立手続)	第4号に基づくもの(開示請求)		国会関係用務に必要とするため	法令の制定又は改廃用務に必要とするため	災害等の緊急事態対応のため	その他	
労働者健康福祉機構	15,766	0	0	0	0	15,766	0	0	0	15,766
労働政策研究・研修機構	47	21	3	0	0	18	26	1	0	25
北海道大学	193	21	21	0	0	0	172	0	0	172
北海道教育大学	10	0	0	0	0	0	10	0	0	10
室蘭工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽商科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帯広畜産大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北見工業大学	2	0	0	0	0	0	2	0	0	2
弘前大学	605	0	0	0	0	605	0	34	0	571
岩手大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	564	0	0	0	0	564	0	0	0	564
宮城教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田大学	3	0	0	0	0	3	0	0	0	3
山形大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島大学	154	0	0	0	0	154	0	0	0	154
茨城大学	42	0	0	0	0	42	0	0	0	42
筑波大学	58,429	0	0	0	0	58,429	0	0	0	58,429
筑波技術大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉大学	14	0	0	0	0	14	0	0	0	14
東京大学	18,904	0	0	0	0	18,904	0	0	0	18,904
東京医科歯科大学	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京学芸大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京農工大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京芸術大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	76	0	0	0	0	76	0	0	0	76
東京海洋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お茶の水女子大学	620	40	17	0	0	23	580	0	14	566
電気通信大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一橋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜国立大学	423	1	0	0	0	1	422	0	0	422
新潟大学	10	6	0	6	0	0	4	0	0	4
長岡技術科学大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上越教育大学	4	0	0	0	0	0	4	0	0	4
富山大学	7	0	0	0	0	0	7	0	0	7
金沢大学	623	34	34	0	0	0	589	0	0	589
福井大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信州大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜大学	11	0	0	0	0	0	11	0	0	11
静岡大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松医科大学	6	0	0	0	0	6	0	0	0	6
名古屋大学	82	0	0	0	0	82	0	0	0	82
愛知教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋工業大学	38	0	0	0	0	38	0	0	0	38
豊橋技術科学大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料6 保存期間の延長理由(4/5)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間を延長したファイル数									
	公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長				公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長					
	第1号に基づくもの(監査、検査等)	第2号に基づくもの(訴訟手続)	第3号に基づくもの(不服申立手続)	第4号に基づくもの(開示請求)		国会関係用務に必要とするため	法令の制定又は改廃用務に必要とするため	災害等の緊急事態対応のため	その他	
三重大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀大学	693	0	0	0	0	0	693	0	0	693
滋賀医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	3	0	0	0	0	0	3	0	0	3
京都教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都工芸繊維大学	2	0	0	0	0	0	2	0	0	2
大阪大学	644	0	0	0	0	0	644	0	0	644
大阪教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫教育大学	39	0	0	0	0	0	39	0	0	39
神戸大学	90	0	0	0	0	0	90	0	0	90
奈良教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良女子大学	27	0	0	0	0	0	27	0	0	27
和歌山大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取大学	9	0	0	0	0	0	9	0	0	9
島根大学	40	0	0	0	0	0	40	0	0	40
岡山大学	49	0	0	0	0	0	49	0	0	49
広島大学	3,155	0	0	0	0	0	3155	0	0	3,155
山口大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島大学	3	0	0	0	0	0	3	0	0	3
鳴門教育大学	2	0	0	0	0	0	2	0	0	2
香川大学	41	0	0	0	0	0	41	0	0	41
愛媛大学	16	0	0	0	0	0	16	0	0	16
高知大学	11	0	0	0	0	0	11	0	0	11
福岡教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	57	8	0	8	0	0	49	0	0	49
九州工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本大学	120	0	0	0	0	0	120	0	35	85
大分大学	76	0	0	0	0	0	76	0	0	76
宮崎大学	5	0	0	0	0	0	5	0	0	5
鹿児島大学	6	0	0	0	0	0	6	0	0	6
鹿屋体育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
琉球大学	9	0	0	0	0	0	9	0	0	9
政策研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北陸先端科学技術大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良先端科学技術大学院大学	63	0	0	0	0	0	63	0	0	63
人間文化研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自然科学研究機構	67	0	0	0	0	0	67	0	0	67
高エネルギー加速器研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報・システム研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄科学技術大学院大学学園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄振興開発金融公庫	116	0	0	0	0	0	116	0	0	116
株式会社日本政策金融公庫	3,299	6	1	5	0	0	3,293	0	4	3,289
関西国際空港株式会社	32	0	0	0	0	0	32	0	0	32
日本私立学校振興・共済事業団	17	0	0	0	0	0	17	0	0	17
日本中央競馬会	186	0	0	0	0	0	186	0	0	186
日本年金機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放送大学学園	48	0	0	0	0	0	48	0	0	48

資料6 保存期間の延長理由(5/5)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間を延長したファイル数										
	公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長					公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長					
	第1号に基づくもの (監査、検査等)	第2号に基づくもの (訴訟手続)	第3号に基づくもの (不服申立手続)	第4号に基づくもの (開示請求)		国会関係用務に必要とするため	法令の制定又は改廃用務に必要とするため	災害等の緊急事態対応のため	その他		
原子力損害賠償支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農水産業協同組合貯金保険機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
預金保険機構	190	0	0	0	0	190	0	0	0	190	
日本銀行	6,528	5	0	1	0	4	6,523	4	0	32	6,487
日本司法支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	227,180	2,300	2,033	211	0	56	224,880	108	2,534	90	222,148

資料7 紛失等の状況

(単位：件)

独立行政法人等	紛失等事案の件数			事案への対応、再発防止策等の措置状況			
	紛失	誤廃棄		総括文書管理者への報告	復元措置	職員への指導監督	業務手順等の見直し
医薬品医療機器総合機構	1	1	0	1	1	1	2
国際観光振興機構	1	1	0	1	0	1	0
国際協力機構	5	5	0	5	0	5	0
住宅金融支援機構	8	8	0	8	0	8	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	0	1	1	1	1	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	0	1	1	1	1	0
東北大学	1	0	1	1	0	1	0
名古屋大学	1	1	0	1	0	1	1
愛知教育大学	5	0	5	5	0	5	0
大阪大学	1	0	1	1	0	1	0
沖縄振興開発金融公庫	1	0	1	1	0	1	1
株式会社日本政策金融公庫	3	2	1	3	0	3	0
日本年金機構	3	3	0	3	0	3	0
日本銀行	5	0	5	5	0	5	0
計	37	21	16	37	3	37	4

(注) 件数は、総括文書管理者に同時期に報告したものを1件とカウントしている。

資料8 職員の処分の状況

(単位：件、人)

独立行政法人等	処分事案の件数			懲戒処分の対象		
	紛失	誤廃棄	その他	本人	監督者	
日本年金機構	4	2	0	2	4	0
計	4	2	0	2	4	0

(注) 懲戒処分には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条に基づく特定独立行政法人の役職員に対する懲戒処分等を含む。

(単位：回)

独立行政法人等	研修の実施状況							延べ参加 人数
	延べ実施 回数	研修の内容						
		新規採用 職員研修	文書管理 者研修	その他の 研修	国立公文 書館が行 う研修	行政機関 等が行 う研修		
奄美群島振興開発基金	1	1	0	0	0	0	1	
医薬基盤研究所	0	0	0	0	0	0	0	
医薬品医療機器総合機構	2	1	0	0	1	0	132	
宇宙航空研究開発機構	47	42	1	1	3	0	629	
海技教育機構	2	2	0	0	0	0	6	
海上技術安全研究所	2	0	0	0	2	0	2	
海上災害防止センター	0	0	0	0	0	0	0	
海洋研究開発機構	8	2	3	0	3	0	249	
科学技術振興機構	24	0	0	20	4	0	875	
家畜改良センター	2	0	0	0	2	0	2	
環境再生保全機構	4	1	0	1	2	0	30	
教員研修センター	1	0	0	0	1	0	1	
勤労者退職金共済機構	2	0	0	0	1	1	2	
空港周辺整備機構	2	0	1	0	0	1	2	
経済産業研究所	8	0	1	0	6	1	25	
原子力安全基盤機構	4	0	2	2	0	0	118	
建築研究所	2	0	1	0	0	1	17	
航海訓練所	1	0	0	0	0	1	1	
工業所有権情報・研修館	2	0	1	0	1	0	10	
航空大学校	0	0	0	0	0	0	0	
交通安全環境研究所	3	0	0	0	1	2	3	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	3	0	0	2	0	1	53	
港湾空港技術研究所	1	0	0	0	1	0	1	
国際観光振興機構	6	2	1	0	2	1	22	
国際協力機構	4	1	0	2	1	0	940	
国際交流基金	3	1	0	1	0	1	5	
国際農林水産業研究センター	3	0	1	0	1	1	4	
国民生活センター	3	1	0	2	0	0	15	
国立印刷局	5	1	0	2	2	0	26	
国立科学博物館	1	0	0	0	1	0	1	
国立環境研究所	5	1	1	2	0	1	70	
国立がん研究センター	0	0	0	0	0	0	0	
国立健康・栄養研究所	0	0	0	0	0	0	0	
国立高等専門学校機構	107	18	3	42	2	42	261	
国立公文書館	6	0	1	0	5	0	23	
国立国際医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	3	0	0	0	1	2	10	
国立循環器病研究センター	0	0	0	0	0	0	0	
国立女性教育会館	1	0	0	0	1	0	1	
国立成育医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	
国立青少年教育振興機構	3	0	0	0	2	1	3	
国立精神・神経医療研究センター	1	1	0	0	0	0	118	
国立大学財務・経営センター	3	0	0	1	2	0	18	
国立長寿医療研究センター	1	0	0	0	0	1	1	
国立特別支援教育総合研究所	3	0	1	0	2	0	20	
国立美術館	3	0	0	0	1	2	4	
国立病院機構	404	34	1	359	2	8	7,645	
国立文化財機構	1	0	0	1	0	0	1	
産業技術総合研究所	4	1	0	2	1	0	237	
自動車検査独立行政法人	1	0	0	0	1	0	1	
自動車事故対策機構	3	0	0	0	3	0	3	
住宅金融支援機構	20	0	0	18	0	2	1,112	

(単位：回)

独立行政法人等	研修の実施状況							延べ参加人数
	延べ実施回数	研修の内容						
		新規採用職員研修	文書管理者研修	その他の研修	国立公文書館が行う研修	行政機関等が行う研修		
種苗管理センター	2	1	0	0	1	0	2	
酒類総合研究所	4	0	0	2	1	1	45	
情報処理推進機構	9	3	2	0	2	2	58	
情報通信研究機構	2	2	0	0	0	0	27	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	18	1	16	0	0	1	248	
森林総合研究所	5	0	0	1	3	1	105	
水産総合研究センター	8	0	0	7	1	0	380	
水産大学校	5	1	1	0	1	2	37	
製品評価技術基盤機構	3	1	0	1	1	0	807	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2	1	0	0	0	1	20	
造幣局	27	17	8	0	1	1	27	
大学入試センター	3	1	1	0	1	0	30	
大学評価・学位授与機構	2	1	0	0	1	0	21	
中小企業基盤整備機構	125	125	0	0	0	0	125	
駐留軍等労働者労務管理機構	2	0	0	0	1	1	2	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	12	0	9	0	2	1	253	
電子航法研究所	0	0	0	0	0	0	0	
統計センター	6	0	1	0	2	3	22	
都市再生機構	6	0	2	0	4	0	62	
土木研究所	1	0	0	0	1	0	1	
日本学術振興会	2	1	1	0	0	0	60	
日本学生支援機構	6	0	0	0	6	0	2	
日本芸術文化振興会	2	0	1	0	0	1	7	
日本原子力研究開発機構	12	1	0	4	4	3	201	
日本高速道路保有・債務返済機構	4	0	2	0	2	0	15	
日本スポーツ振興センター	6	2	2	0	2	0	84	
日本万国博覧会記念機構	4	0	4	0	0	0	28	
日本貿易振興機構	28	7	0	20	1	0	391	
日本貿易保険	30	0	13	16	1	0	44	
年金積立金管理運用独立行政法人	3	0	1	0	1	1	12	
年金・健康保険福祉施設整理機構	3	1	1	0	1	0	8	
農業環境技術研究所	6	0	2	1	2	1	14	
農業者年金基金	2	0	1	1	0	0	70	
農業生物資源研究所	4	0	0	3	1	0	50	
農業・食品産業技術総合研究機構	4	0	0	1	3	0	70	
農畜産業振興機構	7	3	1	0	3	0	72	
農林漁業信用基金	1	0	1	0	0	0	21	
農林水産消費安全技術センター	10	0	0	9	0	1	1	
福祉医療機構	34	5	0	23	1	5	34	
物質・材料研究機構	1	0	0	0	1	0	1	
平和祈念事業特別基金	1	0	0	0	1	0	1	
防災科学技術研究所	1	0	1	0	0	0	69	
放射線医学総合研究所	1	0	0	0	0	1	1	
北方領土問題対策協会	1	0	0	0	1	0	1	
水資源機構	44	0	0	44	0	0	44	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	0	0	1	1	0	37	
理化学研究所	9	2	2	0	3	2	112	
労働安全衛生総合研究所	1	0	0	0	0	1	2	
労働者健康福祉機構	143	42	100	0	1	0	1,542	
労働政策研究・研修機構	2	0	1	0	1	0	2	
北海道大学	1	0	0	0	0	1	2	
北海道教育大学	1	1	0	0	0	0	9	

(単位：回)

独立行政法人等	研修の実施状況						
	延べ実施回数	研修の内容					延べ参加人数
		新規採用職員研修	文書管理者研修	その他の研修	国立公文書館が行う研修	行政機関等が行う研修	
室蘭工業大学	0	0	0	0	0	0	0
小樽商科大学	14	0	0	14	0	0	70
帯広畜産大学	1	1	0	0	0	0	26
旭川医科大学	0	0	0	0	0	0	0
北見工業大学	2	0	0	0	1	1	2
弘前大学	1	0	0	1	0	0	30
岩手大学	4	3	0	0	1	0	12
東北大学	1	0	1	0	0	0	55
宮城教育大学	2	0	0	0	0	2	2
秋田大学	2	0	0	1	0	1	3
山形大学	3	0	0	1	2	0	3
福島大学	3	0	0	1	2	0	35
茨城大学	2	0	0	1	1	0	28
筑波大学	2	1	0	0	1	0	14
筑波技術大学	3	0	0	1	2	0	34
宇都宮大学	3	0	0	0	3	0	3
群馬大学	2	0	0	1	1	0	51
埼玉大学	6	2	0	1	3	0	12
千葉大学	6	1	0	0	2	3	17
東京大学	2	0	0	0	0	2	7
東京医科歯科大学	2	0	1	0	1	0	13
東京外国語大学	1	0	1	0	0	0	30
東京学芸大学	3	0	0	1	1	1	30
東京農工大学	1	0	1	0	0	0	20
東京芸術大学	2	1	0	0	1	0	4
東京工業大学	2	1	0	0	0	1	15
東京海洋大学	15	0	15	0	0	0	36
お茶の水女子大学	0	0	0	0	0	0	0
電気通信大学	1	0	0	0	1	0	1
一橋大学	3	0	1	0	2	0	58
横浜国立大学	6	2	0	1	2	1	49
新潟大学	5	2	1	1	1	0	97
長岡技術科学大学	1	0	0	0	0	1	1
上越教育大学	3	0	0	0	0	3	2
富山大学	5	1	1	0	2	1	102
金沢大学	4	1	0	2	1	0	57
福井大学	4	0	2	0	1	1	62
山梨大学	3	1	0	0	0	2	6
信州大学	4	0	1	0	3	0	23
岐阜大学	4	1	0	3	0	0	43
静岡大学	2	0	0	0	2	0	2
浜松医科大学	1	0	0	1	0	0	1
名古屋大学	3	1	1	0	0	1	3
愛知教育大学	12	0	0	11	1	0	12
名古屋工業大学	3	0	0	0	3	0	4
豊橋技術科学大学	3	1	1	0	1	0	35
三重大学	2	0	0	0	1	1	1
滋賀大学	10	0	4	0	2	4	31
滋賀医科大学	7	0	5	0	0	2	107
京都大学	7	2	2	2	1	0	133
京都教育大学	3	1	0	1	1	0	49
京都工芸繊維大学	1	0	0	1	0	0	24

(単位：回)

独立行政法人等	研修の実施状況						
	延べ実施回数	研修の内容					延べ参加人数
		新規採用職員研修	文書管理者研修	その他の研修	国立公文書館が行う研修	行政機関等が行う研修	
大阪大学	2	0	0	0	0	2	2
大阪教育大学	5	0	0	2	3	0	5
兵庫教育大学	1	1	0	0	0	0	23
神戸大学	3	0	1	0	2	0	70
奈良教育大学	3	0	1	0	0	2	32
奈良女子大学	0	0	0	0	0	0	0
和歌山大学	3	1	1	0	1	0	10
鳥取大学	2	0	1	0	0	1	53
島根大学	2	0	0	1	1	0	3
岡山大学	3	0	1	1	0	1	51
広島大学	4	2	2	0	0	0	60
山口大学	4	0	0	3	1	0	111
徳島大学	4	0	0	1	2	1	38
鳴門教育大学	4	1	0	0	1	2	38
香川大学	3	0	2	0	0	1	76
愛媛大学	4	0	1	0	0	3	71
高知大学	2	0	0	2	0	0	63
福岡教育大学	5	0	0	2	1	2	46
九州大学	4	0	0	1	2	1	35
九州工業大学	0	0	0	0	0	0	0
佐賀大学	0	0	0	0	0	0	0
長崎大学	3	0	2	0	1	0	76
熊本大学	3	1	0	2	0	0	80
大分大学	2	0	0	1	0	1	27
宮崎大学	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島大学	3	0	1	1	1	0	89
鹿屋体育大学	4	0	0	3	1	0	60
琉球大学	7	0	0	0	6	1	7
政策研究大学院大学	2	0	1	0	1	0	3
総合研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0
北陸先端科学技術大学院大学	2	0	0	0	2	0	2
奈良先端科学技術大学院大学	3	0	1	1	0	1	24
人間文化研究機構	15	0	1	3	9	2	12
自然科学研究機構	8	4	0	0	3	1	15
高エネルギー加速器研究機構	3	0	0	1	2	0	33
情報・システム研究機構	3	0	0	0	2	1	3
沖縄科学技術大学院大学学園	19	17	0	2	0	0	66
沖縄振興開発金融公庫	11	0	9	0	2	0	52
株式会社日本政策金融公庫	236	3	33	193	4	3	2,123
関西国際空港株式会社	5	3	1	0	1	0	102
日本私立学校振興・共済事業団	5	0	2	2	0	1	39
日本中央競馬会	10	4	0	2	2	2	1,673
日本年金機構	481	122	202	151	0	6	5,852
放送大学学園	3	2	0	0	0	1	147
原子力損害賠償支援機構	0	0	0	0	0	0	0
農水産業協同組合貯金保険機構	1	0	0	0	1	0	1
預金保険機構	3	0	0	1	2	0	16
日本銀行	232	31	4	190	5	2	4,287
日本司法支援センター	1	0	0	0	0	1	1
計	2,638	544	498	1,205	223	168	35,011

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

平成 23 年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

I 対象施設

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。)第 2 条第 3 項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令(平成 22 年政令第 250 号。以下「公文書管理法施行令」という。)第 2 条第 1 項各号に規定する「国立公文書館等」(10 施設)

- 公文書管理法第 2 条第 3 項第 1 号
独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館(以下、単に「国立公文書館」という。)

- 公文書管理法第 2 条第 2 項第 2 号
行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして、政令で定めるもの
(公文書管理法施行令第 2 条第 1 項)
 - 第 1 号 宮内庁の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館(以下「宮内公文書館」という。)

 - 第 2 号 外務省の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの
外務省大臣官房総務課外交史料館(以下「外交史料館」という。)

 - 第 3 号 独立行政法人等の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの
 - 国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室(以下「東北大学」という。)
 - 国立大学法人名古屋大学大学文書資料室(以下「名古屋大学」という。)
 - 国立大学法人京都大学大学文書館(以下「京都大学」という。)
 - 国立大学法人神戸大学附属図書館大学文書史料室(以下「神戸大学」という。)
 - 国立大学法人広島大学文書館(以下「広島大学」という。)
 - 国立大学法人九州大学大学文書館(以下「九州大学」という。)
 - 日本銀行金融研究所アーカイブ(以下「日銀アーカイブ」という。)

Ⅱ 対象期間

平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の状況
時点を問うものは、平成24年3月31日の状況

Ⅲ 報告の概要

【制度の概要】

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにする（公文書管理法第1条）ため、公文書等のライフサイクルに沿った基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管（公文書管理法第8条第1項）、
- ② 独立行政法人等からの移管（公文書管理法第11条第4項）、
- ③ 国の機関（行政機関を除く。）からの移管（公文書管理法第14条第4項）、
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人からの寄贈又は寄託（公文書管理法第2条第7項）

の受入れを行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存する（公文書管理法第15条）とともに、国民から利用の請求があった場合は、これを利用させなければならない（公文書管理法第16条）こと等が規定されている。

1 保存の状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項及び第2項）。また、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）では、文書の受入後は、くん蒸、ウイルスチェック（検疫）媒体変換、綴じ直しや皺伸ばしといった簡単な修復等の措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、分類・名称等を記載した目録を作成した上で、原則として受入から1年以内に排架することとされている。

平成24年3月31日現在、国立公文書館等において所蔵されている特定歴史公文書等は、表1のとおり、合計で1,625,151件となっている。このうち、1,598,307件（98.3%）は、既に目録に記載され排架されており、その媒体の種類別をみると、「文書又は図画」が1,596,235件（99.9%）と大多数を占めており、「電磁的記録」は1,781件（0.1%）となっている。

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載さ

れていないものが 26,844 件 (1.7%) ある。このうち、14,589 件は、平成 23 年度中に移管されたものであって、平成 24 年 3 月 31 日現在では、受入からまだ 1 年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っているところである。また、残りのものについては、公文書管理法施行以前から所蔵されているものであるが、その分類・整理や目録の作成に時間を要していることから、移管受入から 1 年を経過しても、目録に記載されていないものである。

表 1 所蔵件数

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の総所蔵件数						
		目録に記載された件数				目録未記載の件数	
			媒体の種類別				うち平成23年度 に移管受入
			文書又は図画	電磁的記録	その他		
国立公文書館	1,293,632	1,292,628	1,290,956	1,489	183	1,004	1,004
宮内公文書館	80,640	80,640	80,640	0	0	0	0
外交史料館	74,888	74,888	74,888	0	0	0	0
東北大学	5,000	2,960	2,933	27	0	2,040	0
名古屋大学	24,586	14,632	14,481	97	54	9,954	6,285
京都大学	29,663	23,556	23,556	0	0	6,107	6,107
神戸大学	18,531	17,131	17,034	37	60	1,400	932
広島大学	14,227	14,227	14,138	89	0	0	0
九州大学	6,200	3,159	3,159	0	0	3,041	213
日銀アーカイブ	77,784	74,486	74,450	42	0	3,298	48
合計	1,625,151	1,598,307	1,596,235	1,781	297	26,844	14,589
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.3%	—	—	—	1.7%	0.9%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.9%	0.1%	0.0%	—	—

(注) 1 「電磁的記録」は、CD、DVD、ビデオテープ、フロッピーディスク等である。

2 「その他」は、布、木簡、記念碑、勲章等である。

また、ガイドラインでは、少なくとも利用頻度が高いことが予想される特定歴史公文書等については、利用請求の度に逐一利用制限事由の該当性の有無を審査する場合には、利用請求から利用までに相当の時間を要する可能性があることから、事前に利用制限事由の該当性の有無を審査し、速やかに利用に供せるようにしておく事前審査を済ませておく必要があるとされている。

表 2 のとおり、国立公文書館等における目録に記載された特定歴史公文書等 1,598,307 件のうち、国立公文書館等で事前審査を行った結果、「全部利用」(特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの)とされているものは 862,267 件 (54.0%)、「一部利用」(特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるも

の)とされているものは5,354件(0.3%)、「全部利用制限」(特定歴史公文書等の全部が利用制限事由に該当するもの)とされているものは83,337件(5.2%)と、約6割のものが事前審査を完了している。また、事前審査が完了しておらず、「要審査」(利用請求があってから利用制限事由の該当性の有無の審査を行うもの)とされているものは647,349件(40.5%)となっている。

表2 利用制限区分の状況

(単位:件)

施設名	目録に記載された件数(再掲)				
	利用制限区分の別				要審査
	審査済み			全 部 利用制限	
全部利用	一部利用				
国立公文書館	1,292,628	798,254	3,912	82,945	407,517
宮内公文書館	80,640	2,202	246	0	78,192
外交史料館	74,888	49,356	569	0	24,963
東北大学	2,960	1,600	4	1	1,355
名古屋大学	14,632	196	3	0	14,433
京都大学	23,556	1,019	0	0	22,537
神戸大学	17,131	8,279	362	391	8,099
広島大学	14,227	1,024	250	0	12,953
九州大学	3,159	337	8	0	2,814
日銀アーカイブ	74,486	0	0	0	74,486
合計	1,598,307	862,267	5,354	83,337	647,349
(割合)	100.0%	54.0%	0.3%	5.2%	40.5%

(注) 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

2 移管受入の状況

平成23年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表3のとおり、76,597件(総所蔵総数の4.7%)となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが54,346件(71.0%)、②独立行政法人等から移管されたものが11,986件(15.6%)、③司法機関から移管されたものが1,232件(1.6%)、④民間その他の団体から寄贈・寄託されたものが8,033件(10.5%)となっており、地方公共団体から寄贈・寄託されたものはなかった。

表3 移管等受入件数

(単位：件)

施設名	移管等受入件数	移管元機関の別				
		行政機関	独立行政法人等	司法機関	地方公共団体	民間その他の団体
		国立公文書館	52,089	49,039	1,708	1,232
宮内公文書館	1,814	1,814			0	0
外交史料館	3,493	3,493			0	0
東北大学	117		117		0	0
名古屋大学	7,203		2,915		0	3,288
京都大学	6,107		1,736		0	4,371
神戸大学	1,451		1,187		0	264
広島大学	1,742		1,742		0	0
九州大学	426		426		0	0
日銀アーカイブ	2,155		2,155		0	0
合計	76,597	54,346	11,986	1,232	0	8,033
(割合)	100.0%	71.0%	15.6%	1.6%	0%	10.5%

(注) 1 「割合」は、移管等受入件数に占める割合を表す。

2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管等が想定されない場合を表す。

3 立法機関については、移管の定めが未締結のため移管受入はない。

3 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている（公文書管理法第16条第1項）。

平成23年度中に、公文書管理法第16条第1項の規定に基づき国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、8,629件となっている。

なお、請求対象の特定歴史公文書等に記録されている個人情報等の本人からの利用請求にあつては、公文書管理法第17条に別途の取扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは8,629件のうち8件となっている。

また、これら国民からの利用請求とは別に、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第24条に移管元行政機関等による利用の特例が

規定されており、当該特例による利用請求が 3,250 件行われている。

表 4 利用請求件数

(単位：件)

施設名	利用請求件数		(参考) 移管元行政機関等 による利用の特例 の件数
		うち本人からの 利用請求の件数	
国立公文書館	3,826	8	229
宮内公文書館	2,464	0	1,872
外交史料館	357	0	79
東北大学	179	0	1
名古屋大学	8	0	7
京都大学	904	0	9
神戸大学	242	0	0
広島大学	256	0	165
九州大学	281	0	35
日銀アーカイブ	112	0	853
合計	8,629	8	3,250

(2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定（利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。）を行うこととなる。

表 5 のとおり、平成 23 年度になされた利用請求 8,629 件に対し、7,863 件（91.1%）が利用決定によりその処理を完了（処理済み）しており、平成 24 年 3 月 31 日現在、処理が完了していないもの（処理中）は 481 件（5.6%）となっている。

表5 利用請求の処理状況

(単位：件)

施設名	利用請求件数 (再掲)	利用請求の処理状況		
		処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	3,826	3,552	67	207
宮内公文書館	2,464	2,075	172	217
外交史料館	357	267	41	49
東北大学	179	179	0	0
名古屋大学	8	8	0	0
京都大学	904	899	5	0
神戸大学	242	242	0	0
広島大学	256	256	0	0
九州大学	281	281	0	0
日銀アーカイブ	112	104	0	8
合計	8,629	7,863	285	481
(割合)	100.0%	91.1%	3.3%	5.6%

(注) 1 「割合」は、利用請求件数に占める割合を表す。

2 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

4 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

平成 23 年度中になされた利用決定件数をみると、表 6 のとおり、7,867 件の利用決定が行われており、その内訳をみると、利用請求の対象となった特定歴史公文書等の全部について利用できる旨の決定（全部利用決定）は 6,546 件（83.2%）、また、利用請求の対象となった特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれており、当該利用制限事由に係る部分以外の部分に限り利用できる旨の決定（一部利用決定）は 1,320 件（16.8%）となっている。

また、一部利用決定がなされたものについて、その利用制限事由の内訳をみると、特定の個人に係る情報が記録されていることを理由とするもの（公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及び 2 号イ）が 1,320 件中のべ 1,184 件（89.7%）となっている。その他は、法人等に関する情報（公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロ及び第 2 号ロ）、国の安全等（同条第 1 号ハ）及び公共の安全等情報（同号ニ）が記録されていることを理由とするものが 1,320 件中のべ 333 件（重複する場合がある。）となっている。

一方で、利用請求の対象となった特定歴史公文書等の全部について利用を制限する旨の決定（全部利用制限）が1件（0.01%）みられるが、これは、目録に記載されていない特定歴史公文書等について利用請求がなされたものであり、目録の記載に従い利用請求を行うこととされている公文書管理法第16条の規定に基づかないものであることから、「形式上の不備」を理由として利用ができないとしたものである。

なお、利用請求を受けた国立公文書館等の長は、対象となる特定歴史公文書等について利用決定を行うこととなるが、当該特定歴史公文書等の量等によっては、1件の利用請求に対し必ずしも1件の利用決定が行われるわけではなく、また、平成24年3月31日現在処理中の事案においても、利用請求の一部分については既に利用決定されているものもある。

したがって、平成23年度中に処理済みとなった利用請求の件数と同年度中に行われた利用決定の件数とは、必ずしも一致しないことに留意が必要である。

表6 利用決定の状況

(単位：件)

施設名	利用決定件数																				
	全部利用決定	一部利用決定										全部利用制限									
		利用制限事由（法16条該当性）										利用制限事由（法16条該当性）									形式不備
		1号				2号		3号	4号	5号	1号				2号		3号	4号	5号		
イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ		
国立公文書館	3,554	2,709	845	732	64	97	13				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内公文書館	2,075	1,916	158	151	0	0	24				0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
外交史料館	269	109	160	142	40	75	18				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	179	174	5					5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	8	8	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	899	813	86					86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	242	224	18					18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	256	224	32					32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	281	281	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	104	88	16					18	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7,867	6,546	1,320	1,025	104	172	55	159	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
(割合)	100.0%	83.2%	16.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 1件の利用請求に対し、複数の利用決定がなされることがあるため、利用決定件数は処理済件数と必ずしも一致しない。

2 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合などである。

3 「割合」欄は、利用決定件数に占める割合を表す。

4 斜線部は、制度上、当該利用制限事由が適用されないものを表す。

(2) 利用決定までの期間の状況

ガイドラインでは、通常、利用請求があった場合は速やかに、また、利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合等は、利用請求があった日から30日以内に利用決定をすることとされている。ただし、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を、さらに30日以内に限り延長することができることとされている。また、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であり、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、相当の部分につき60日以内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をする措置（以下「特例延長」という。）を講ずることが認められている。

ア 利用決定までの期間

平成23年度中になされた利用決定7,867件について、その利用決定までの期間をみると、表7のとおり、即日の1,831件（23.3%）及び30日以内の5,375件（68.3%）を合わせて9割強は、延長又は特例延長を行わずに利用決定がされている。また、30日以内の延長をしたものは208件（2.6%）、特例延長を行ったものは453件（5.8%）となっている。

なお、利用決定期限を超過したものが1件みられるが、これは、特例延長を行った事案において、相当の部分について60日以内に利用決定すべきところを期限超過したものであるが、残りの部分については、通知した期限までに利用決定されている。

表 7 利用決定までの期間

(単位：件)

施設名	利用決定件数（再掲）											
		延長をしなかったもの				30日以内の延長			特例延長			
		即日	30日以内	期限超過	期限超過	期限内	期限超過	期限超過	期限内	期限超過		
国立公文書館	3,554	3,094	333	2,761	0	100	100	0	360	360	0	
宮内公文書館	2,075	1,958	0	1,958	0	53	53	0	64	64	0	
外交史料館	269	193	0	193	0	47	47	0	29	28	1	
東北大学	179	179	87	92	0	0	0	0	0	0	0	
名古屋大学	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	
京都大学	899	899	899	0	0	0	0	0	0	0	0	
神戸大学	242	242	242	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島大学	256	256	256	0	0	0	0	0	0	0	0	
九州大学	281	281	6	275	0	0	0	0	0	0	0	
日銀アーカイブ	104	96	0	96	0	8	8	0	0	0	0	
合計	7,867	7,206	1,831	5,375	0	208	208	0	453	452	1	
(割合)	100.0%	91.6%	23.3%	68.3%	0%	2.6%	2.6%	0%	5.8%	5.7%	0.0%	

(注) 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

イ 30日以内の延長をした理由

ガイドラインでは、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができる」とされている。

30日以内の延長を行った208件について、その適用理由をみると、表8のとおり、利用請求の対象となった文書が大量であり、その審査に時間を要したものが120件(57.7%)と過半数を占めている。次いで、特定歴史公文書等の性質上慎重な審査を要するものや外国語で記載されており審査に至るまでに時間を要することなどを理由として、その審査に時間を要したものが83件(39.9%)、他の業務が繁忙であり、利用請求への対応に時間を要したものが11件(5.3%)となっている。また、その他の理由として、原本が破損しており、利用に供する前に修復を要することから延長手続を適用したものがみられた。

表 8 30日以内の延長をした理由

(単位：件)

施設名	30日以内の延長を行った件数（再掲）						
	30日以内の延長を行った理由						
	対象文書が大量	審査困難	業務繁忙	第三者からの意見書提出に時間を要した	複製物の作成に時間を要した	その他の理由	
国立公文書館	100	66	33	0	0	0	1
宮内公文書館	53	49	0	4	0	0	0
外交史料館	47	1	46	3	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	8	4	4	4	0	0	0
合計	208	120	83	11	0	0	1
(割合)	100.0%	57.7%	39.9%	5.3%	0.0%	0.0%	0.5%

(注) 1 1件の延長を行った理由が、複数ある場合があるため、延長件数とは必ずしも一致しない。

2 「割合」は、30日以内の延長手続を適用した件数に占める割合を表す。

ウ 特例延長の処理状況

利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であり、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとして、特例延長を行って処理を行う場合には、ガイドラインでは、60日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定することを求めている。

特例延長を適用して行われた利用決定453件について、その内訳をみると、表9のとおり、相当の部分に係る利用決定（60日以内）が169件、残りの部分に係る利用決定が284件となっている。

その残りの部分に係る利用決定284件について処理日数をみると、251件（88.4%）が利用請求から半年以内（ただし、補正に要した日数を除く。以下同じ。）に決定されており、残る33件も半年から1年以内に決定されている。

なお、特例延長を適用している事案をみると、同一の請求者から同時に複数の特定歴史公文書等を請求するような場合に、1文書そのものは

それほど大量とはいえないものであっても、全体として著しく大量となる場合があり、それらを順次処理するために複数文書全体を一体として特例延長の対象とする事例が多い。

表 9 特例延長の処理状況

(単位：件)

施設名	特例延長を行った件数（再掲）							
	利用請求から利用決定までに要した日数							
	相当の部分に係る決定	残りの部分に係る決定						1年超
60日以内		60日～90日	90日～半年	半年～1年	1年超			
国立公文書館	360	111	249	0	121	95	33	0
宮内公文書館	64	47	17	0	0	17	0	0
外交史料館	29	11	18	9	8	1	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	453	169	284	9	129	113	33	0
(割合)	—	—	100.0%	3.2%	45.4%	39.8%	11.6%	0.0%

(注) 「割合」は、残りの部分に係る決定 284 件に占める割合を表す。

5 利用の状況

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の方法については、公文書管理法第 19 条及び公文書管理法施行令第 24 条に基づき、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とされている。

- ①文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ②電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- ③電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の状況をみると、表 10 のとおり、閲覧・視聴・聴取によるものが 4,311 件、写しの交付によるものが 2,305 件となっている。

表 10 利用の状況

(単位：件)

施設名	利用の方法									
	閲覧 視聴 聴取	写しの交付	文書又は図画				電磁的記録			その他
			用紙への 複写 (枚)	マイクロ フィルム (コマ)	スキャニング (枚)	その他 (枚)	印画 (枚)	複写 (枚)	その他 (枚)	
国立公文書館	560	1,775	71,862	38,006	78,374	0	0	0	0	0
宮内公文書館	1,903	149	964	1,312	6,676	0	4,198	14	0	0
外交史料館	163	4	5	0	473	0	0	0	0	0
東北大学	136	80	405	0	0	0	792	3	0	0
名古屋大学	0	8	0	0	0	0	0	8	0	0
京都大学	735	89	806	10	0	0	0	0	0	0
神戸大学	209	129	360	0	150	0	0	11	0	0
広島大学	256	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	281	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	68	71	3,368	0	12,984	0	0	0	0	0
合計	4,311	2,305	77,770	39,328	98,657	0	4,990	36	0	0

(注) 1 同時に複数の利用の方法を選択する場合があります、利用決定件数以上の利用がなされる場合があります。

2 平成 23 年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、利用決定件数に満たない場合があります。

6 異議申立ての状況

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立てをすることができる（公文書管理法第 21 条第 1 項）とされている。また、この異議申立てがなされた場合には、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、i) 異議申立てが不適法であり却下する場合、ii) 全部利用決定に変更する場合、を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている（同条第 2 項）。

平成 23 年度になされた利用請求に対する処分に係る異議申立ては、表 11 のとおり、7 件であり、そのうち 6 件は、同年度中に処理を完了しており、1 件は翌年度に継続して処理を行っている。

なお、利用請求に係る不作為についての異議申立ては、平成 23 年度にはなされなかった。

表 11 異議申立ての処理件数

(単位：件)

施設名	利用請求に対する処分に係る異議申立て												
	異議申立件数		処理件数			公文書管理委員会に諮問						取下げ	
	新規		却下	全部利用に変更	処理中			決定済み			うち答申と異なる決定	うち諮問の取下げ	
					諮問準備中	諮問中	決定準備中						
国立公文書館	6	6	6	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0
宮内公文書館	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
外交史料館	0	0											
東北大学	0	0											
名古屋大学	0	0											
京都大学	0	0											
神戸大学	0	0											
広島大学	0	0											
九州大学	0	0											
日銀アーカイブ	0	0											
合計	7	7	7	0	3	1	0	1	0	3	0	0	0

(注) 1 本表中の「決定」とは、異議申立てを受けた国立公文書館等の長が、公文書管理法第 21 条第 2 項に基づき公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けて行う異議申立てに対する決定（行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 47 条）をいう。

2 「処理件数」のうち、「却下」とは、異議申立てが不適法であることを理由に当該異議申立てを却下する決定をしたものをいい、「全部利用に変更」とは、異議申立てに係る特定歴史公文書等を全部利用させることとする決定をしたものをいい、いずれも公文書管理法第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号において、公文書管理委員会への諮問を要しないとされているものである。

(参考) 公文書管理委員会に諮問した異議申立て案件一覧

諮問庁	件名	諮問日	答申日	委員会の判断
国立公文書館	「原子力発電検査基盤整備事業」の一部利用決定に関する件	平成 23 年 11 月 15 日	平成 24 年 3 月 9 日	原処分取消し (一部利用)
	「原子力発電施設等安全性実証解析」の一部利用決定に関する件	平成 23 年 11 月 15 日	平成 24 年 3 月 9 日	原処分取消し (一部利用)
	「火力原子力発電技術協会の事業報告書等の一部利用決定に関する件	平成 23 年 11 月 15 日	平成 24 年 3 月 9 日	原処分取消し (一部利用)
宮内庁長官	「侍従職「業務日誌」昭和 33 年」の利用請求に関する件	平成 24 年 2 月 13 日	(諮問中)	

(注) 「諮問庁」とは、異議申立てを受けて、公文書管理法第 21 条第 2 項に基づき公文書管理委員会に諮問した国立公文書館等の長をいう。

7 訴訟の状況

平成23年度において、国立公文書館等の長が行った利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟はなかった。

8 利用の促進の状況

国立公文書館等の長は、前述（項目5）の利用請求に基づく利用のほか、利用可能な特定歴史公文書等については、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない（公文書管理法第23条）とされている。

(1) 簡便な方法による利用の状況

ガイドラインでは、特定歴史公文書等の一層の利用を図るため、公文書管理法第16条第1項に基づく利用請求を行うまでもなく、利用可能な範囲で随時、簡便に利用できる仕組みを整えておくことが必要であるとしている。

国立公文書館等における簡便な方法による利用の実施状況をみると、表12のとおり、29,750件が簡便な方法によって利用に供されており、閲覧による利用28,497件（95.8%）のほか、複写物の提供による利用が1,253件（4.2%）となっている。

表12 簡便な方法による利用の状況

（単位：件）

施設名	簡便な方法による利用の状況							(参考) 利用請求による 利用件数(再掲)		(参考) 閲覧者数 (人)
	簡便な方法による利用に供した件数				複写物の提供件数					
	閲覧件数	閲覧件数		複写物の提供件数	複写枚数 (枚)	複写コマ数 (コマ)	閲覧等	写しの交付		
		閲覧冊数 (冊)	閲覧巻数 (巻)							
国立公文書館	25,458	24,956	80,024	1,927	502	5,089	808	560	1,775	4,747
宮内公文書館	672	540	540	0	132	3,854	3,241	1,903	149	366
外交史料館	3,192	2,573	14,996	2,008	619	32,157	1,464,368	163	4	2,573
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	136	80	41
名古屋大学	428	428	421	7	0	0	0	0	8	46
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	735	89	118
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0	209	129	44
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	256	0	65
九州大学	0	0	0	0	0	0	0	281	0	40
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	68	71	21
合計	29,750	28,497	95,981	3,942	1,253	41,100	1,468,417	4,311	2,305	8,061
(割合)	100.0%	95.8%	—	—	4.2%	—	—	—	—	—

(注) 1 「割合」は、簡便な方法による利用に供した件数に占める割合を表す。

2 閲覧者数は、簡便な方法による利用及び利用請求による利用を合わせた人数である。

(2) 複製物の作成の状況

ガイドラインでは、特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成することが不可欠であるとしており、特に、劣化が進行し、利用に際して破損を招く可能性のある特定歴史公文書等については、早い段階で複製物を作成し、適切な保存と利用の両立を図ることが重要であるとしている。また、電子媒体による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながるとしている。

国立公文書館等において利用に供されている特定歴史公文書等の複製物の作成状況をみると、表13のとおり、平成23年度には、「文書又は図画」7,479件、「電磁的記録」238件について複製物が作成されており、前年度までに作成されたものを含めると全体で192,934件の特定歴史公文書等について複製物が作成されている。

表13 複製物の作成の状況

(単位：件、冊、コマ)

区分	複製物作成件数										
		文書又は図画						電磁的記録			
		前年度までに作成済み	平成23年度に新規作成				前年度までに作成済み	平成23年度に新規作成			
			成果物の作成状況		成果物の作成状況						
	冊数	コマ数	冊数	コマ数	冊数	コマ数					
国立公文書館	156,548	156,129	150,609	11,146	25,349,484	5,520	0	1,310,893	419	415	4
宮内公文書館	867	653	152	95	5,978	501	107	61,419	214	0	214
外交史料館	26,360	26,360	26,125	483	8,700,000	235	0	161,000	0	0	0
東北大学	877	850	834	834	68,215	16	16	3,073	27	27	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	388	388	0	0	0	388	0	3,204	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	7,894	7,870	7,051	8,000	0	819	821	0	24	4	20
合計	192,934	192,250	184,771	20,558	34,123,677	7,479	944	1,539,589	684	446	238

(注) 1 本表は、目録に記載された特定歴史公文書等の複製物の作成状況を表す。

2 1件の特定歴史公文書等について、紙による複製物が作成された場合には、その作成された簿冊単位で「冊数」をカウントし、マイクロフィルム化又はデジタル化による複製物が作成された場合には、その作成されたコマ単位で「コマ数」をカウントしている。

(3) 原本の特別利用の状況

特定歴史公文書等の利用については、原本の破損又は汚損等を招くおそれがある場合は利用を制限する場合があります、また、特定歴史公文書等の保存に支障を来すおそれがある場合は複製物を利用させることもある。しかし、例えば原本の紙質、色合い、綴じの形式等を確認する場合等、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合がある。公文書管理法第23条で利用の促進について規定していることを踏まえれば、こうした場合であっても、できる限り利用者のニーズに応えることが望ましい。そこで、慎重な取り扱いを確保した上で原本を利用に供することとしたのが、原本の特別利用の仕組みである。

この原本の特別利用の状況をみると、表14のとおり、国立公文書館が17件、外交史料館で4件となっている。なお、原本の特別利用に供された特定歴史公文書としては、国立公文書館では、「大乘院寺社雑事記」（重要文化財）、「管見抄」（重要文化財）、「光格天皇修学院御幸図」などであり、外交史料館では、「明治期のパスポート」、「ペリー遠征記」、「長崎在留外国人遊歩規程一件」などである。

表14 原本の特別利用の状況

(単位：件)

施設名	原本の特別利用の状況			
		文書種別		
		文書又は図画	電磁的記録	その他
国立公文書館	17	17	0	0
宮内公文書館	0	0	0	0
外交史料館	4	4	0	0
東北大学	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0
合計	21	21	0	0

(4) 展示会及び見学会の開催状況

特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、ガイドラインでは、国民の関心を高めるために、展示会の開催や館内の見学ツアー等を積極的、効果的に行う必要があるとしている。

国立公文書館等において、平成 23 年度に開催された展示会（外部展示等を含む。）は、表 15 のとおり、43 回開催されており、合わせて 12 万人以上が来場している。その他、国立公文書館等において見学会を 50 回実施しており、500 人超の見学を受け入れている。（詳細については、別添資料編を参照。）

表 15 展示会及び見学会の開催状況

（単位：回、人）

施設名	展示会及び見学会の開催状況			
	展示会の開催回数		見学会の開催回数	
		入場者数		入場者数
国立公文書館	13	18,920	0	0
宮内公文書館	1	1,600	0	0
外交史料館	4	1,686	0	0
東北大学	6	3,024	0	0
名古屋大学	2	不明	1	12
京都大学	3	32,760	23	245
神戸大学	5	5,397	9	34
広島大学	2	2,086	5	105
九州大学	4	34,430	12	112
日銀アーカイブ	3	27,786	0	0
合計	43	127,689	50	508

（注）名古屋大学は、第7回名古屋大学ホームカミングデイにおいて展示したものであり、入場者数は把握できなかったとしている。

(5) 特定歴史公文書等の貸出し

特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、ガイドラインでは、外部での展示会、イベント等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことは、展示会の開催等と同様に、特定歴史公文書等の利用の促進を図るための重要な機会であるとしている。

また、公共的目的を持った行事への積極的な対応のほか、地方公共団体をはじめとした団体への積極的な働きかけ、特定歴史公文書等の貸出しの機

会の増加に努めることも重要であるとしている。

平成 23 年度に、国立公文書館等において特定歴史公文書等を貸し出した件数は、表 16 のとおり、542 件となっており、その内訳をみると、行政機関への貸出し（9 件。1.7%）、独立行政法人等への貸出し（394 件。72.7%）のほか、地方公共団体への貸出し（116 件。21.4%）、民間その他の団体への貸出し（23 件。4.2%）となっている。

表 16 特定歴史公文書等の貸出件数

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の貸出件数															
	特定歴史公文書等の貸出先															
	国立公文書館等			行政機関			独立行政法人等			地方公共団体			民間その他の団体			
	貸出期間			貸出期間			貸出期間			貸出期間			貸出期間			
1か月以内	1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超			
国立公文書館	143	0	0	0	8	8	0	4	0	4	113	1	112	18	0	18
宮内公文書館	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
外交史料館	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0	2
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	6	0	0	0	0	0	0	3	1	2	0	0	0	3	3	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	387	0	0	0	0	0	0	387	387	0	0	0	0	0	0	0
合計	542	0	0	0	9	8	1	394	388	6	116	1	115	23	3	20
(割合)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	1.5%	0.2%	72.7%	71.6%	1.1%	21.4%	0.2%	21.2%	4.2%	0.6%	3.7%

(注) 「割合」は、特定歴史公文書等の貸出件数に占める割合を表す。

(6) レファレンスの実施状況

ガイドラインでは、特定歴史公文書等を効果的に利用に供するために、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められるとされている。また、レファレンスに当たっては、文書の利用方法等の外形的な案内に留まるのではなく、利用者の希望に応じた特定歴史公文書等の検索、参考文献に関する情報提供、特定歴史公文書等が作成された背景に関する説明をすることが望まれるとされている。

平成 23 年度において国立公文書館等が行った利用者に対するレファレンスについては、表 17 のとおり、4,432 回となっている。このうち、利用に

関する情報の提供が 2,475 回 (55.8%) と最も多く、検索方法に係る情報の提供 958 回 (21.6%)、目録に関する情報の提供 651 回 (14.7%) がそれに続いている。

表 17 レファレンスの実施状況

(単位：回)

施設名	レファレンスの実施回数						
	利用に関する情報の提供	検索方法に係る情報の提供	目録に関する情報の提供	参考文献に関する情報の提供	他の国立公文書館等に関する情報の提供	その他の情報の提供	
国立公文書館	2,366	1,224	712	260	48	92	30
宮内公文書館	291	126	13	117	6	3	26
外交史料館	1,242	833	146	206	32	25	0
東北大学	31	31	31	31	31	0	0
名古屋大学	69	51	0	0	15	0	3
京都大学	43	12	0	1	0	0	30
神戸大学	88	15	51	0	0	0	22
広島大学	17	2	0	0	1	0	14
九州大学	96	8	5	22	23	6	32
日銀アーカイブ	189	173	0	14	0	2	0
合計	4,432	2,475	958	651	156	128	157
(割合)	100.0%	55.8%	21.6%	14.7%	3.5%	2.9%	3.5%

(注) 「割合」は、レファレンスの実施回数に占める割合を表す。

9 廃棄の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第 15 条第 1 項）が、時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見いだせなくなる場合が想定される。こうした場合には、国立公文書館等の長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる（公文書管理法第 25 条）とされている。

また、内閣総理大臣の同意に当たっては、公文書管理委員会への諮問を義務付け（公文書管理法第 29 条第 2 号）、第三者的な見地による判断も加味することで、廃棄に関して適切な判断がなされることを重層的に担保しているところである。

平成 23 年度において、国立公文書館等では、特定歴史公文書等を廃棄しなければならない事態は生じなかった。

10 研修及び講師派遣の状況

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされている（公文書管理法第32条第2項）。

これに基づき、国立公文書館では、表18のとおり、平成23年度中に34回の研修を実施しており、これらの研修には、各関係機関から1,920人の職員等が参加している。

また、ガイドラインでは、これに準じて、他の国立公文書館等においても、その職員が歴史公文書等を適切に保存し利用に供するための知見を確実に身に付けられるような研修を実施するとともに、移管元機関の職員に対しても歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修を実施することとされており、国立公文書館以外の7館で計34回の研修が開催され、各関係機関から計432人の職員等が参加している。

さらに、国立公文書館等においては、研修の開催のみならず、関係機関からの要望に応じて、各種会合等に講師を派遣し、歴史公文書等に対する理解を深めるような取り組みを行っており、表19のとおり、平成23年度中は計39回の講師派遣（関係機関からの参加者計2,107人）が行われている。

表18 研修の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	研修の総実施回数											
	総参加者数	国立公文書館等の職員に対する研修		行政機関の職員に対する研修		独立行政法人等の職員に対する研修		地方公共団体の職員に対する研修		民間団体その他の者への研修		
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
国立公文書館	34	1,920	0	34	24	1,303	3	246	7	337	0	0
宮内公文書館	2	55	0	0	2	55	0	0	0	0	0	0
外交史料館	18	27	12	15	6	12	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	3	90	0	0	0	0	3	90	0	0	0	0
神戸大学	4	86	3	16	0	0	1	70	0	0	0	0
広島大学	4	121	0	0	0	0	4	121	0	0	0	0
九州大学	1	32	0	0	0	0	1	32	0	0	0	0
日銀アーカイブ	2	21	2	21	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	68	2,352	17	86	32	1,370	12	559	7	337	0	0
(割合)	100.0%	—	25.0%	—	47.1%	—	17.6%	—	10.3%	—	0%	—

(注) 「割合」は、研修の総実施回数に占める割合を表す。

表 19 講師派遣の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	講師派遣の総実施回数															
	総参加者数	国立公文書館等への講師派遣			行政機関への講師派遣			独立行政法人等への講師派遣			地方公共団体への講師派遣			民間団体への講師派遣		
		実施回数	実施者数	参加回数	実施回数	実施者数	参加回数	実施回数	実施者数	参加回数	実施回数	実施者数	参加回数	実施回数	実施者数	参加回数
国立公文書館	26	1,594	0	0	0	0	2	56	8	405	16	1,133				
宮内公文書館	2	77	0	0	2	77	0	0	0	0	0	0				
外交史料館	3	70	0	0	0	0	0	0	1	50	2	20				
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
京都大学	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	1	40				
神戸大学	2	118	0	0	0	0	2	118	0	0	0	0				
広島大学	2	70	1	38	0	0	0	0	0	0	1	32				
九州大学	3	138	0	0	0	0	2	88	0	0	1	50				
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
合計	39	2,107	1	38	2	77	6	262	9	455	21	1,275				
(割合)	100.0%	—	2.6%	—	5.1%	—	15.4%	—	23.1%	—	53.8%	—				

(注) 「割合」は、講師派遣の総実施回数に占める割合を表す。

11 その他の取組状況

国立公文書館等において、それぞれ特定歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保するために、様々な措置が講じられているところであるが、平成 23 年度中には、以下のような取り組みが行われている。

<地域との連携>

- ・ 震災記録を永久に保存・公開し、後世に伝えることを目的とした東北大学災害科学国際研究所のプロジェクト「みちのく震録伝」に協力機関として参加し連携。(東北大学)
- ・ 他の国立大学や私立大学のアーカイブズ組織からのヒアリング・視察に積極的に対応。(名古屋大学)
- ・ インターンシップとして、他大学の学生を1名受入れ。(京都大学)
- ・ 平成 23 年 9 月 15 日に、「災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定」を広島県立文書館との間で締結。(広島大学)
- ・ 平成 23 年 4 月に開設した九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻において、大学文書館教員が教育に連携。(九州大学)

＜特定歴史公文書等の保存＞

- ・ 移管文書の受入れに支障がないよう、新しく南書庫を設置し、各書庫全体の配架の見直しを行い、自然換気の循環性を向上。(宮内公文書館)
- ・ 史料補修計画を策定、実施。(外交史料館)
- ・ 事務局のほぼ全ての課等を巡回し、法人文書の保存状況を実地調査した上、各課等と歴史公文書の選定方法について検討し、課ごとの選定マニュアル案の策定に寄与。(名古屋大学)
- ・ 劣化の激しい文書を適切に保存するため、中性のボード紙及び綿テープを用いた文書保存容器を作成。(広島大学)
- ・ 資料保存対策の一環として、所有しているマイクロフィルム及びCOMシートの劣化調査を実施し、調査結果を踏まえ、重度に劣化している一部のマイクロフィルムについて、複製を作成。(日銀アーカイブ)

＜利用の促進＞

- ・ 書庫の見学を含む見学実施要領を定め、教育・研究機関、地方公共団体などを対象に積極的な見学の受入れを開始。(国立公文書館)
- ・ 平成23年6月、特定歴史公文書等のデジタル画像の情報をインターネットの利用により公開するため、ホームページに「デジタル・アーカイブ」を開設。(神戸大学)

＜事務処理体制の強化・見直し＞

- ・ 職員の利用請求等に関する業務手順の確立を図るため、平成23年4月に「閲覧利用者対応・現金収受関係マニュアル」を作成し、周知。(広島大学)
- ・ 利用の請求に係る安定した事務体制の確立を図るため、平成23年10月以降、歴史的公文の閲覧審査等に係る「事務手引」や、写しの交付手数料に係る「事務マニュアル」等を策定し、日本銀行アーカイブ職員に周知。(日銀アーカイブ)

＜防災体制の強化＞

- ・ 特定歴史公文書等の落下防災対策として、落下防止バーを書架に設置。(京都大学)
- ・ 平成23年6月、震災対策として専用書庫の書架上段部に落下防止チェーンを設置。(神戸大学)

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

<資料>

資料 国立公文書館等における展示会の開催状況

施設名	番号	展示会のタイトル	区分	展示会の開催内容		展示会の概要
				開催期間	展示点数	
国立公文書館	1	国立公文書館創立40周年記念貴重資料展Ⅰ 歴史と物語	特別展	H23. 4. 2 ～H23. 4. 21	65	国立公文書館創立40周年を記念して、重要文化財を含む当館所蔵の貴重書と古文書を展示
	2	国立公文書館創立40周年記念貴重資料展Ⅱ 公文書の世界	特別展	H23. 10. 1 ～H23. 10. 20	75	国立公文書館創立40周年を記念して、当館が所蔵する明治～平成の多彩な公文書を展示
	3	国立公文書館創立40周年連続企画展 はたらく動物	常設展	H23. 5. 9 ～H23. 6. 3	40	江戸時代から現代までの「働く動物」を、所蔵資料のなかから紹介
	4	国立公文書館創立40周年連続企画展 百年前の教科書	常設展	H23. 6. 7 ～H23. 7. 8	28	日露戦争後に編纂された「国定第二期」の教科書の展示を通して、およそ百年前の小学校でどのようなことが学ばれていたのかを紹介
	5	国立公文書館創立40周年連続企画展 東アジアからみた日本—漢籍と写本—	常設展	H23. 7. 12 ～H23. 8. 12	8	中・近世以降に著された漢籍とその写本を通して、当時の日本が東アジアからどのように見られていたのかを紹介
	6	国立公文書館創立40周年連続企画展 公文書資料群の形成	常設展	H23. 8. 16 ～H23. 9. 16	32	明治期に太政官に設けられ文書の保存・管理を担当していた内閣記録局の「記録目録」分類に従い所蔵史料を紹介
	7	国立公文書館創立40周年連続企画展 将棋むかしむかし	常設展	H23. 11. 1 ～H23. 12. 9	18	所蔵史料から将棋関係の資料を展示し、将棋の歴史について紹介
	8	国立公文書館創立40周年連続企画展 明治期万国博覧会における日本建築・日本庭園	常設展	H23. 12. 13 ～H24. 1. 27	19	明治期、日本政府が海外で開催された万国博覧会で展示した日本庭園や日本の歴史的建造物について紹介
	9	国立公文書館創立40周年記念貴重資料展Ⅰ 歴史と物語	デジタル展示会	H23. 9. 8～	65	「国立公文書館創立40周年記念貴重資料展Ⅰ 歴史と物語」を再編成
	10	国立公文書館創立40周年記念貴重資料展Ⅱ 公文書の世界	デジタル展示会	H24. 3. 22～	75	「国立公文書館創立40周年記念貴重資料展Ⅱ 公文書の世界」再編成
	11	つくば分館常設展	常設展	H23. 4. 1 ～H24. 3. 30	36	レプリカによる「日本国憲法」、「終戦の詔書」等の歴史的公文書等や茨城県に関する「常陸国絵図」などを展示
	12	科学技術週間展示	企画展	H23. 4. 18 ～H23. 4. 23	21	明治時代に考案された発明の数々について、発明家や特許に関する公文書などを紹介
	13	絵で見る江戸の夏	企画展	H23. 7. 25 ～H23. 8. 31	45	図会及び図譜を通して、江戸時代の夏の生活や自然を紹介

施設名	番号	展示会のタイトル	区分	展示会の開催内容		展示会の概要
				開催期間	展示点数	
宮内公文書館	1	皇室と御修学	特別展	H23. 10. 13 ～H23. 10. 19	11	皇室に関わる御修学関係の資料として当館所蔵資料から、明治時代における講書始の開始とその制度化を示すもの、明治天皇及び昭和天皇の御修学並びに海外御見聞に関するもの等を、研究者等を対象に紹介
外交史料館	1	常設展示	常設展	H23. 4. 1 ～H24. 3. 31	86	幕末以来の代表的な条約書、国書・親書、往復文書等の外交関係史料のほか、吉田茂元総理の遺品、関係資料等を展示
	2	明治の条約書 —ヨーロッパ—	企画展	H22. 11. 4 ～H23. 6. 30	18	戦前期の条約書のうち、明治期に調印された日本とヨーロッパ16カ国との修好通商条約（調印書・批准書等）を紹介
	3	日中戦争と日本外交	特別展	H23. 7. 4 ～H23. 10. 31	21	平成23年3月に刊行した『日本外交文書 日中戦争』の収録文書から、日本の方針や対応を示す文書を展示し、日中戦争をめぐる日本の外交活動を紹介
	4	大震災と外交 —関東大震災と明治・昭和 三陸地震—	企画展	H23. 11. 4 ～H24. 6. 29	28	関東大震災と明治・昭和三陸地震の関係史料を展示し、被害状況、諸外国の支援、日本政府の対外措置や復興策を振り返り、過去の大震災において日本が国際社会とどのように関わってきたかを紹介
東北大学	1	歴史のなかの東北大学	常設展	H23. 10. 8～ (通年)	100	東北大学の創立から現代までの歴史展示
	2	魯迅と東北大学	常設展	H23. 7. 19～ (通年)	50	東北大学史料館魯迅記念展示室の常設展示。魯迅の仙台医学専門学校在学中の資料が中心
	3	アーカイブズに見る 東北大学のなりたち	常設展	H23. 6. 1 ～H23. 9. 30	30	「歴史のなかの東北大学」休止期間中の代替展示。東北大学の歴史に係る重要資料の紹介
	4	シリーズ学者の肖像1 児島喜久雄画 中村善太郎像	企画展	H23. 7. 4 ～H23. 7. 29	6	東北大学史料館所蔵コレクション紹介展No.1（元法文学部教授）
	5	学都仙台の留学生たち	企画展	H23. 9. 5 ～H23. 9. 30	20	東北大学史料館魯迅記念展示室開設記念展示。戦前期東北帝国大学等への留学生の紹介
	6	探してみよう 東北大学のアーカイブズ	企画展	H23. 10. 8 ～H23. 11. 11	40	公文書管理法施行下における東北大学史料館の役割、代表的な国書・個人文書及び過去の震災対応関係資料の展示

施設名	番号	展示会のタイトル	区分	展示会の開催内容		展示会の概要
				開催期間	展示点数	
名古屋大学	1	名古屋大学創基140周年記念展―「河の学校」から鶴舞へ―	特別展	H23. 10. 15	パネル10、展示品12	第7回名古屋大学ホームカミングデーにおいて、名古屋大学の創基140周年を記念して、創基にあたる医学部前身の医学校が現在の鶴舞に移転するまでの歴史について、パネルと大学文書資料室が所蔵する当時まつわる物品を展示
	2	スライドショー「名古屋大学豊田講堂 1960―2011」	特別展	H23. 10. 15	スライドショー、パネル8、展示品3	第7回名古屋大学ホームカミングデーにおいて、名古屋大学のシンボリックな建築物である豊田講堂が該年度に国の登録有形文化財に登録されたことなど記念して、平成17年に大学文書資料室が制作したDVD「名古屋大学豊田講堂 1960―2005」を大幅に増補して上映するとともに、パネルと大学文書資料室が所蔵する豊田講堂の歴史に関わる文書を展示
京都大学	1	京都大学の歴史	常設展	H23. 4. 1～ H24. 3. 31	264	本学の創立から近年までの間の歴史的資料を8つのテーマに区分して展示
	2	京大教育学部と教育学研究の戦前・戦後	企画展	H23. 9. 6～ H23. 11. 6	31	京都大学の教育学部の戦前・戦後の制度的変遷についての展示
	3	京大史のなかの広報	企画展	H24. 1. 17～ H24. 4. 1	70	京都大学の広報誌と公開講座の歴史に焦点を当てた展示
神戸大学	1	神戸大学史展―百年の歩みと展望―	常設展	常時（特別展開催期間を除く）	115	神戸大学の歴史に関する文書・写真・実物資料等を展示
	2	学生寮の青春譜―神戸大学史にみる寮文化―	特別展	H23. 10. 24～ H23. 11. 4	371	神戸大学学生寮における寮生活の歴史に関する文書・写真・実物資料等を展示
	3	巡回展（神戸）学生寮の青春譜―神戸大学史にみる寮文化―パネル展	巡回展	H23. 11. 14～ H23. 11. 25	290	神戸大学学生寮における寮生活の歴史に関するパネル展示
	4	巡回展（東京）学生寮の青春譜―神戸大学史にみる寮文化―パネル展	巡回展	H24. 2. 6～ H24. 2. 16	282	神戸大学学生寮における寮生活の歴史に関するパネル展示
	5	神戸大学工学部九十周年記念展示	外部展示	H23. 10. 29	70	神戸大学工学部90年の足跡をたどるパネル展示
広島大学	1	広島大学の歴史	特別展	H23. 8. 8～ H23. 8. 9	29	オープンキャンパスにおける広島大学の歴史展
	2	広島大学の歴史	特別展	H23. 11. 5	43	ホームカミングデーにおける広島大学の歴史および平成23年度新収蔵資料ミニ展示

施設名	番号	展示会のタイトル	区分	展示会の開催内容		展示会の概要
				開催期間	展示点数	
九州大学	1	「写真で見る九大百年」展	外部展示	H23. 8. 27	71	九州大学法文学部・文学部関係の資料・写真及び旧六本松地区の模型を展示
	2	講演会「六本松キャンパスの歴史と旧制福高関係文書」	外部展示	H23. 10. 1	1	六松会（旧九州大学教養部教職員親睦団体）を対象とした講演会において旧六本松地区の模型を展示
	3	「写真で見る九大百年」展	外部展示	H23. 11. 15 ～H23. 12. 18	161	前史を含めた九州大学の歴史を示す写真を展示
	4	「写真で見る九大百年」展	外部展示	H23. 11. 19	151	前史を含めた九州大学の歴史を示す写真及び旧六本松地区の模型を展示
日銀アーカイブ	1	あの頃の風景～日銀と日本橋の出会い	企画展	H23. 10. 30 ～H23. 11. 4 (11. 3は休会)	17	日本銀行の広報イベント「にちぎん体験2011」では、そのプログラムの一つである企画展において、日本橋架橋百年にちなみ、同じ頃に建設された日本銀行本店本館の建築の様子や当時の日本橋の様子を記録写真などで紹介。あわせて、日本銀行が現在行っている様々な業務についてパネルや体験コーナーで紹介
	2	明治期の日本銀行支店建築―建築家 辰野金吾・長野宇平治―	テーマ展	H23. 11. 10 ～H24. 1. 15	19	辰野金吾と長野宇平治が設計に携わった明治期の日本銀行支店建物について、日本銀行金融研究所アーカイブが所蔵する写真を中心に紹介。あわせて当時流通していた日本銀行券も展示
	3	日本銀行支店建築と建築家 辰野金吾・長野宇平治	特別展	H23. 12. 21 ～H24. 3. 18	16	辰野金吾と長野宇平治が設計に携わった日本銀行支店建物について、日本銀行金融研究所アーカイブが所蔵する写真を中心に紹介